



一関市高齢者福祉計画

人と人、地域と地域が結び合い
未来輝く“いちのせき”

平成24年(2012年) 3月

一 関 市



は じ め に

一関市長 勝 部 修

我が国の総人口は、国立社会保障・人口問題研究所によると、2060年には8674万人にまで減少すると推計され、高齢化率も現在の23%から40%に達すると見込まれております。

当市もまた、人口減少と高齢化が進み、平成32年には、人口は現在の約12万8千人から約11万6千人に減少し、高齢化率も現在の約30%から35%を超える状況になると見込まれております。

こうした中、現在の行政サービスのあり方も時代の趨勢に合ったものに変えていくことが求められております。

高齢化社会への対応を考える時、福祉や介護といった直接的な分野にとどまらず、産業や文化、都市整備など、ハード・ソフトの両面でまちづくりの考え方を設計段階から変えていくことが必要と考えております。

当市では、これまでも、元気な高齢者の活動の場づくりから、何らかの支援が必要となった高齢者が利用できる各種福祉サービスや介護サービス基盤の整備など、高齢者とその家族の生活を支える施策を推進してまいりましたが、本計画では、特に今後重点的に取り組む施策として「健康づくりと介護予防」「生きがいづくりの推進」「ともに支え合い安心して暮らせる地域づくりの推進」を掲げ、さらなる充実に努めてまいります。

一方、高齢者の皆様が地域で安心して暮らしていくためには、地域の支え合いによる見守りや安否確認などの、「地域の力（地域力）」が一層必要となっており、引き続き市民の皆様のご協力をお願いする次第であります。

本計画の策定にあたっては、高齢者福祉計画策定委員の皆様、保健福祉関係者や市民の皆様から多くのご協力をいただきました。ここに厚く御礼申し上げます。

今後も、市民との協働によるまちづくりを進めるため、地域コミュニティへの支援や市民が主体となって進める組織づくりを支援して参りますので、市民の皆様をはじめとした関係各位の一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

平成24（2012）年3月

一 関 市 高 齢 者 福 祉 計 画

目 次

序 論

第 1	計画策定の趣旨	1
第 2	計画の性格	1
第 3	基本理念	2
第 4	計画の策定体制	2
第 5	計画の期間	2
第 6	高齢者福祉計画と介護保険事業計画との関係	3

本 論

第 1 章 高齢者の現状

1	人 口	4
2	高齢者世帯の状況	8
3	要支援者・要介護の状況	9
4	高齢者の就業の状況	11

第 2 章 保健サービスの現状

第 1	健康なからだづくり	12
1	食生活改善推進員養成・食生活改善普及の推進	12
2	健康教育・生活習慣改善指導	13
3	健康相談	13
4	玄米二ギ二ギ体操	13
第 2	病気の予防・早期発見・早期治療	14
1	主要死因	14
2	各種検診等	15
	(1)特定健康診査受診状況(対象者 40 歳～74 歳)	15
	(2)後期高齢者健康診査受診状況(対象者 75 歳以上)	15
	(3)がん検診・結核検診受診状況	16
	(4)成人歯科健康診査受診状況	16
第 3	寝たきりや認知症を予防し、健康で暮らすために	17
1	訪問指導	17
2	訪問歯科診療	17

第3章 福祉サービスの現状

第1 地域支援事業	18
1 介護予防事業	18
(1)二次予防対象者（特定高齢者）把握事業	18
(2)二次予防事業	18
(3)一般高齢者を対象とした事業	20
2 任意事業	20
(1)家族介護用品支給事業	20
(2)在宅寝たきり高齢者等介護手当支給事業	20
第2 介護保険以外の福祉サービス	21
1 生活支援サービス	21
(1)生活管理指導員派遣事業	21
(2)生活管理指導短期宿泊事業	21
(3)生きがいデイサービス事業	22
(4)高齢者及び障害者にやさしい住まいづくり推進事業	22
(5)緊急通報体制等整備事業	22
(6)福祉乗車券交付事業	23
(7)食の自立支援事業（配食サービス事業）	23
2 家族介護支援サービス	24
(1)寝具洗濯乾燥消毒サービス事業	24
(2)外出支援サービス事業	24
第3 福祉施設サービス	25
1 養護老人ホーム	25
2 生活支援ハウス	25
3 老人福祉センター	26
4 軽費老人ホーム（ケアハウス）	26
第4 相談支援サービス	27
1 地域包括支援センター（高齢者総合相談センター）	27
2 在宅介護支援センター	28
第5 社会参加・生きがい対策	29
1 老人クラブ	29
2 高齢者大学の開催	29
3 世代間交流活動	29
4 スポーツ・趣味活動	29
(1)いきいきシルバースポーツ大会の開催	30
(2)スポーツ・レクリエーション大会の開催	30
(3)囲碁・将棋大会の開催	30
(4)創作活動	30
5 敬老会事業	30
6 満百歳記念祝事業	31
7 シルバー人材センター	31

第6	市民参加型サービス	32
1	地区福祉活動	32
2	ボランティア活動	32
第7	介護保険サービス	33
1	サービス利用者の状況	33
2	サービス種類別の利用状況	33
	(1)介護サービス(要介護)の利用状況	33
	(2)介護予防サービス(要支援)の利用状況	34
3	介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)の入所状況	35
4	介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)の入所待機者状況	37
第8	社会福祉協議会等が実施している主な事業	38
1	在宅ひとり暮らし高齢者交流会事業	38
2	在宅介護者リフレッシュサービス	38
3	在宅理髪サービス	38
4	小地域福祉推進事業	39
5	ミニサロン(ふれあいサロン)	39
6	日常生活自立支援事業	39

第4章 重点施策とその取り組み

第1	重点課題と施策の方向	40
第2	取り組み方針	42
	健康づくりと介護予防に向けて	42
1	健康的な生活習慣づくりの促進	43
	(1)栄養・食生活の改善運動など健康増進対策の推進	43
	(2)身体活動・運動の日常化の支援	43
2	生活習慣病の予防・早期発見・早期治療	43
	(1)受診しやすい検診体制の整備	43
	(2)生活習慣予防対策の推進	43
	(3)健康管理の意識啓発と支援	43
3	寝たきりや認知症の予防と要介護・要支援状態の発生予防	43
	(1)介護予防の普及・啓発	43
	(2)介護予防事業(地域支援事業)の実施	43
	(3)介護予防教室の開催	43
4	歯科保健サービスの実施	44
5	認知症高齢者支援対策の推進	44
	(1)認知症予防と早期発見体制の充実	44
	(2)早期発見及び治療体制の推進	44
	(3)関係機関とのネットワーク	44
	(4)認知症高齢者支援体制の確立	44
6	権利擁護等への体制	45
	(1)日常生活自立支援事業	45
	(2)成年後見制度	45
7	医療と介護の連携の推進	45

生きがいづくりに向けて	46
1 学習機会の充実・生涯スポーツの促進	46
2 雇用・就業機会の確保	46
3 老人クラブ活動	46
4 地域・世代間交流の促進	46
5 老人福祉センター等の施設整備	46
6 高齢者活動拠点施設整備	46
ともに支え合い安心して暮らせる地域づくりに向けて	47
1 在宅生活環境の整備	47
(1)身近な地域の福祉づくりの促進	47
(2)生活支援ネットワークの整備	48
(3)生活支援サービスの充実	48
(4)家族介護支援対策の推進	50
(5)低所得者対策の推進	51
(6)居住関係施策の推進	51
2 相談支援（特に虐待防止・権利擁護への相談支援）の充実	54
(1)地域包括支援センター	54
(2)在宅介護支援センター	55
3 災害時支援体制の整備	55
(1)災害時要援護者名簿登録の拡大と名簿の活用	55
(2)安否確認及び災害避難体制の充実・強化	55
第5章 サービスの整備目標	
1 在宅福祉サービス	56
2 老人福祉施設サービス	57
3 介護保険施設サービス	58
資料編	
用語解説	59
一関市高齢者福祉計画策定委員会委員名簿	66
一関市高齢者福祉計画策定委員会設置要綱	68

序

論

第1 計画策定の趣旨

高齢者福祉計画は、豊かで活力に満ちた長寿社会の実現を目指し、高齢者ニーズにきめ細かく対応した福祉サービスの提供について、本市が目指すべき基本的な方針及びその実現に向かって取り組むべき施策を明らかにするため策定するものです。

一関市総合計画の基本理念のもとに、平成27年度を目標とする「一関市高齢者福祉計画」を策定します。

高齢化が急速に進行していく中で、本市においても10人に3人が高齢者という、超高齢社会を迎えております。高齢者が健康で生きいきとした生活を送るためには、自ら健康なからだづくりと生きがいづくりに努め、また、介護が必要になった場合でも、質の高いサービスを受けられるとともに、住み慣れた地域で生活が続けられるよう、地域全体で支え合う豊かな地域社会の実現が求められています。

高齢者の介護については、医療ニーズの高い高齢者や重度の要介護者の増加、ひとり暮らし・高齢者のみ世帯の増加への対応、介護人材の確保などが課題となっています。

このような中で、高齢者が住みなれた地域で安心して暮らし続けることができるようになるためには、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスを切れ目なく提供する「地域包括ケアシステム」の構築に取り組んでいく必要があります。サービス事業者、行政、地域がこれまで以上に連携し、高齢者の生活を支えていくことが求められています。

なお、高齢者福祉施策の推進には、成人期からの健康づくりや疾病予防等が極めて緊密に関連することから、成人や高齢者を対象とした保健施策についての実施計画とするものです。

高齢者福祉計画は、一関地区広域行政組合の第5期介護保険事業計画との整合性を図り、現行計画の事務事業や目標指標などの見直しを行い策定するものです。

第2 計画の性格

この計画は、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の8第1項に基づく老人福祉計画であり、介護保険法（平成9年法律第123号）第117条の第1項に基づき介護保険事業計画と整合性を図りながら策定するものです。また、今後策定予定の社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条に規定する地域福祉計画に反映できるよう策定するものです。

この計画は、本市における高齢者の福祉施策を推進する実施計画であり、市民、関係機関、行政の行動指針となるものです。

第3 基本理念

人と人、地域と地域が結び合い 未来輝く

“いちのせき”

い 生きいきとした長寿のまちづくり

ち 地域で支え合う優しさのまちづくり

の 伸び伸びと暮らせる快適環境のまちづくり

せ 世代を越えたふれあい交流のまちづくり

き 希望に満ちた連帯のまちづくり

第4 計画の策定体制

計画の策定にあたっては、一関市総合計画、健康いちのせき 21、一関市障がい者福祉計画及び第5期介護保険事業計画などとの整合性を図るため、一関地区広域行政組合及び庁内関係課との連携はもとより、一般市民の方や専門分野の方にも参加をいただき策定委員会を設置し、ご意見をうかがいながら策定するものです。

第5 計画の期間

計画期間は、平成24年度を初年度とし、一関市総合計画の最終年度である平成27年度までの4年間とします。

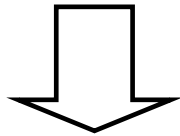
介護保険事業計画で定めることとなる施設サービスについては、最終年度を平成26年度とします。

第6 高齢者福祉計画と介護保険事業計画との関係

この一関市高齢者福祉計画と一関地区広域行政組合が策定する介護保険事業計画の関係については次のとおりです。

高齢者全般に係る福祉施策のうち介護保険部分は、一関地区広域行政組合が担うこととなります。

一関市が実施



一関地区広域行政組合が実施

高齢者福祉計画

- 健康づくりと介護予防の推進
- ・健康的な生活習慣づくり
- ・生活習慣病の予防・早期発見・早期治療
- ・寝たきりや認知症の予防と要介護(要支援)状態の発生予防
- ・生きがいづくりの推進
- ・社会活動への参加、地域内交流の促進
- ・ともに支え合い安心して暮らせる地域づくりの推進
- ・地域支援(地域包括ケア)体制の整備
- ・相談支援(特にも虐待防止・権利擁護の相談支援)の充実
- ・認知症高齢者支援対策の推進
- ・権利擁護等への対応

介護保険事業計画

高齢者福祉施策の一部である
介護保険事業計画(介護給付、予
防給付、地域支援事業)

本論

第1章 高齢者の現状

人口、世帯、住居などの基本的なことについて高齢者の現状をまとめています。ここで用いている人口などの数値は国勢調査や一関市住民基本台帳などを使用しています。

1 人口

平成22年10月1日現在、高齢者人口は38,622人、高齢化率は30.3%です。

平成22年10月1日現在の一関市における総人口は127,642人で、そのうち65歳以上の高齢者は38,622人です。高齢化率（65歳以上人口の総人口に占める比率）は30.3%で、およそ10人に3人が高齢者となっています。また、75歳以上の高齢者（後期高齢者）は22,152人で、後期高齢化率は17.4%となっています。

【表1】人口構成

（単位：人、％）

区分	人口	構成比	男	女
総人口	127,642	100.0	61,301	66,341
15歳未満	15,840	12.4	8,112	7,728
15～39歳	29,484	23.1	15,209	14,275
40～64歳	43,452	34.0	22,106	21,346
生産年齢人口	72,936	57.1	37,315	35,621
65～69歳	8,014	6.3	3,777	4,237
70～74歳	8,456	6.6	3,755	4,701
前期高齢者	16,470	12.9	7,532	8,938
75～79歳	8,768	6.9	3,632	5,136
80～84歳	7,159	5.6	2,750	4,409
85歳以上	6,225	4.9	1,821	4,404
後期高齢者	22,152	17.4	8,203	13,949
高齢者人口	38,622	30.3	15,735	22,887

資料：国勢調査

（注）年齢不詳があったため合計が総人口に一致しません。

平成2年からの人口推移を見ると、平成22年までの20年間で人口は144,896人から127,642人と17,254人減少、15歳未満の人口も26,894人から15,840人に激減していますが、高齢者人口は25,211人から38,622人に増え、高齢化率も17.4%から30.3%に増大し、高齢社会が着実に進行しています。

【表2】年齢3階層人口推移

(単位：人、%)

区 分	平成2	平成7	平成12	平成17	平成22	20年間の増減数
総人口	144,896	143,974	140,825	135,722	127,642	17,254
15歳未満	26,894	23,337	20,286	17,951	15,840	11,054
15～64歳	92,791	89,757	84,860	79,283	72,936	19,855
65歳以上	25,211	30,880	35,564	38,022	38,622	13,411
高齢化率	17.4	21.4	25.3	28.0	30.3	12.9

資料：国勢調査

(注) 12年、17年、22年の調査では、年齢不詳があったため合計が総人口に一致しません。

人口推計では、人口は今後とも減少傾向が続き、平成32年には、平成22年に比べ約12,000人減少すると推計されます。高齢者の人口は約3,000人増加し、高齢化率が35%を超える時代を迎えることとなります。

【表3】年齢3階層別推計人口

(単位：人、%)

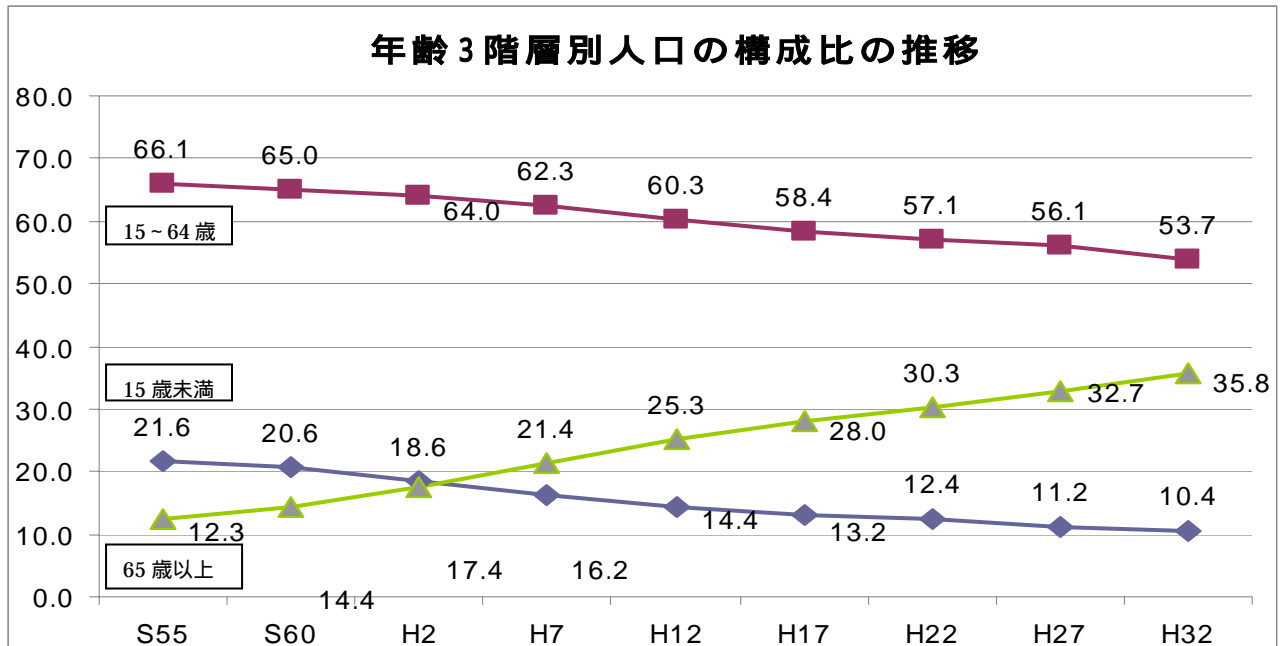
区 分	平成22	平成27	平成32	10年間の増減数
総人口	127,642	122,795	115,591	12,051
15歳未満	15,840	13,747	12,047	3,793
15～64歳	72,936	68,896	62,124	10,812
65歳以上	38,622	40,152	41,420	2,798
高齢化率	30.3	32.7	35.8	5.5

資料：国勢調査、国立社会保障・人口問題研究所

(注1) 22年度は、平成22年10月1日現在の国勢調査によります。

(注2) 27年度、32年度は、国立社会保障・人口問題研究所による推計人口です。

【グラフ1】年齢3階層別の推計

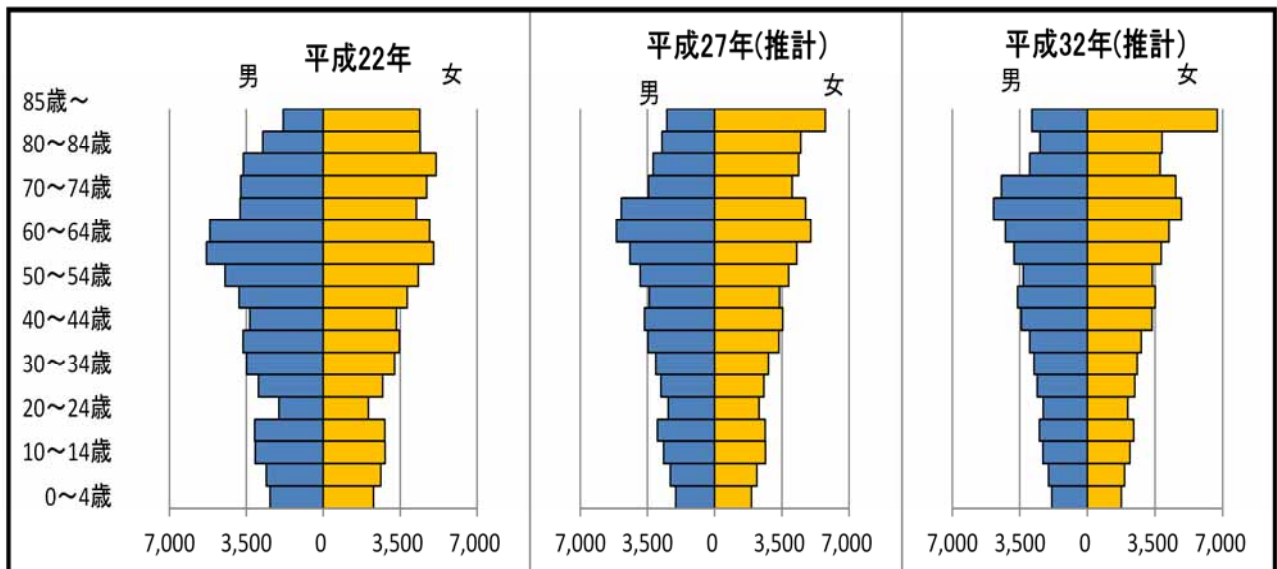


資料：国勢調査

(注1) 27年度、32年度は、国立社会保障・人口問題研究所による推計人口です。

(注2) 各年度国勢調査において年齢不詳等により構成比が100%にならない年があります。

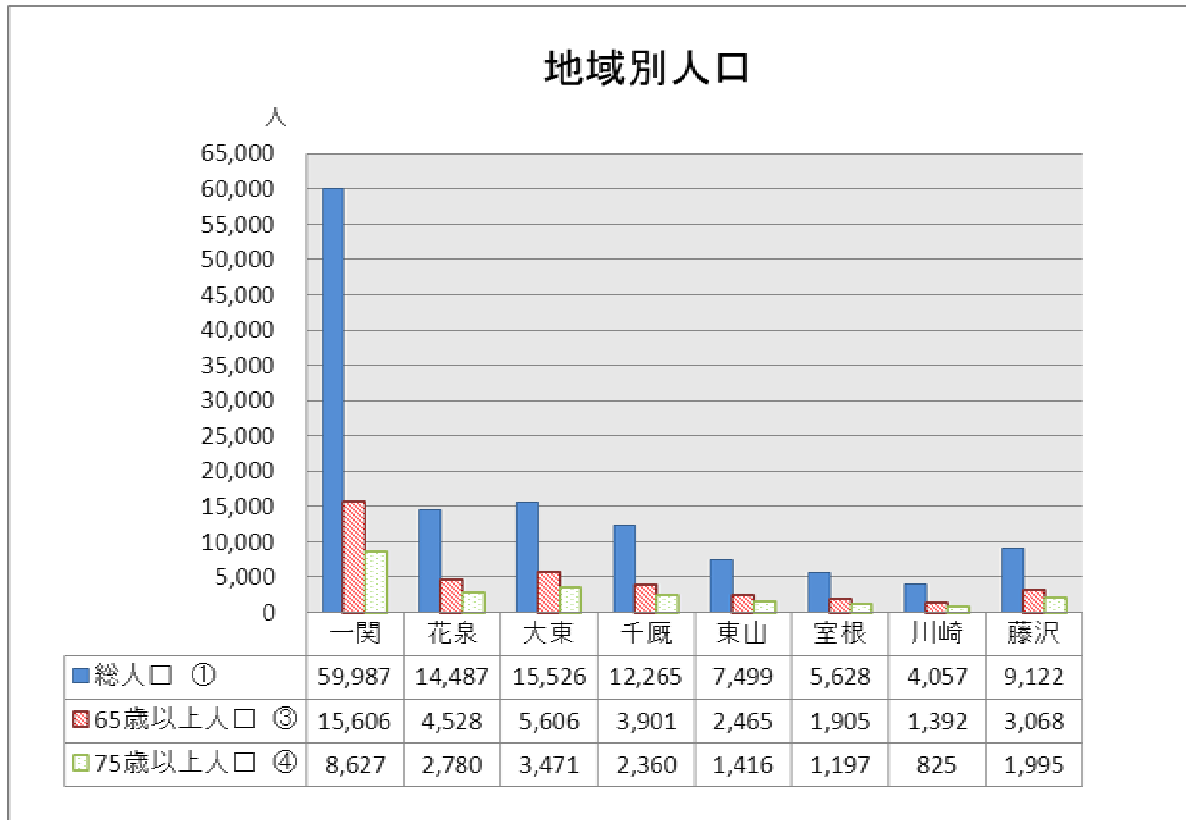
【グラフ2】人口ピラミッド



資料：国勢調査

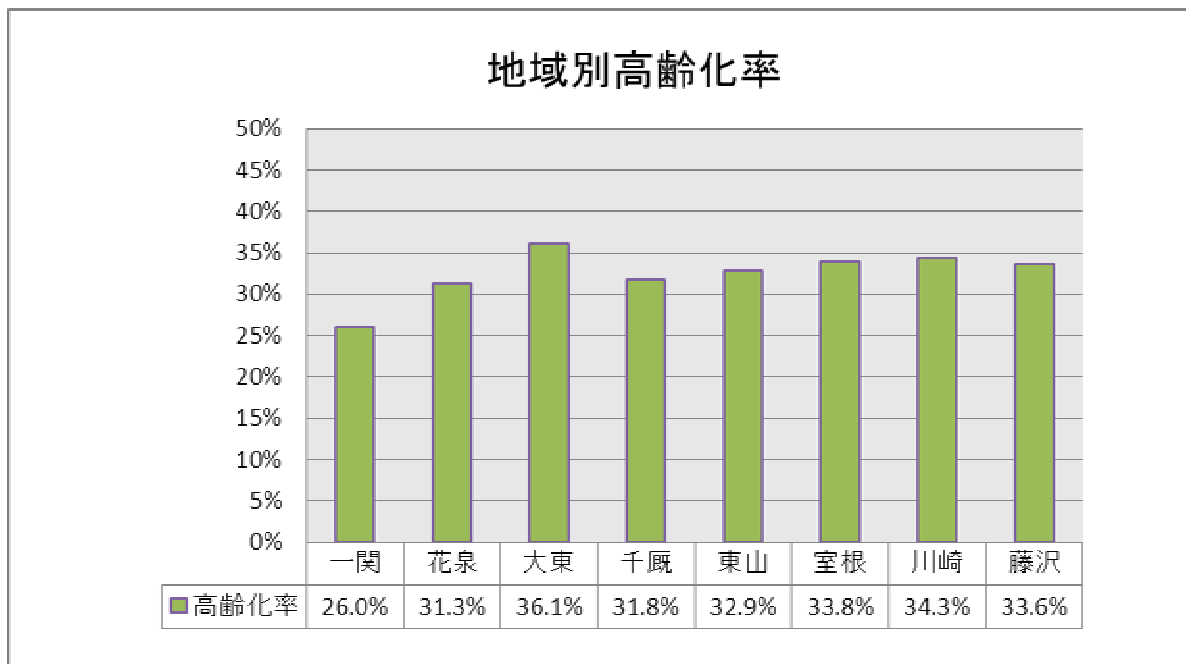
平成27年・32年は、国立社会保障・人口問題研究所による人口推計

【グラフ3】地域別人口



資料：一関市住民基本台帳、平成 23 年 10 月 1 日現在

【グラフ4】地域別高齢化率



資料：一関市住民基本台帳、平成 23 年 10 月 1 日現在

2 高齢者世帯の状況

全世帯に占める、ひとり暮らし高齢者、高齢者夫婦などの世帯は17.1%となっています。

ひとり暮らし高齢者世帯は、3年間で266世帯が増加しています。
夫婦など65歳以上の高齢者のみ世帯は、3年間で71世帯が増加しています。
ひとり暮らし高齢者世帯は全世帯数の8.4%、夫婦など65歳以上の高齢者のみ世帯は全世帯の8.7%を占めています。

【表4】高齢者世帯の構成

(単位：世帯数、%)

世帯区分	平成20年			平成23年			3年間の増減数	
	世帯数	構成比		世帯数	構成比	世帯数	構成比	
ひとり暮らし高齢者	3,544	45,236	7.8	3,810	45,578	8.4	266	0.6
一 関	1,668	22,851	7.3	1,768	23,199	7.6	100	0.3
花 泉	355	4,684	7.6	391	4,713	8.3	36	0.7
大 東	488	5,162	9.5	552	5,138	10.7	64	1.2
千 厩	329	4,139	7.9	377	4,165	9.1	48	1.2
東 山	189	2,405	7.9	185	2,370	7.8	4	0.1
室 根	145	1,722	8.4	148	1,745	8.5	3	0.1
川 崎	107	1,306	8.1	110	1,297	8.5	3	0.4
藤 沢	263	2,967	8.9	279	2,951	9.5	16	0.6
高齢夫婦など世帯	3,890	45,236	8.6	3,961	45,578	8.7	71	0.1
一 関	1,794	22,851	7.9	1,855	23,199	8.0	61	0.1
花 泉	346	4,684	7.4	368	4,713	7.8	22	0.4
大 東	581	5,162	11.3	540	5,138	10.5	41	0.8
千 厩	397	4,139	9.6	388	4,165	9.3	9	0.3
東 山	208	2,405	8.6	239	2,370	10.1	31	1.5
室 根	167	1,722	9.7	155	1,745	8.9	12	0.8
川 崎	137	1,306	10.5	132	1,297	10.2	5	0.3
藤 沢	260	2,967	8.8	284	2,951	9.6	24	0.8

資料：社会福祉課、各年10月1日現在

藤沢地域は4月1日現在

3 要支援者・要介護の状況

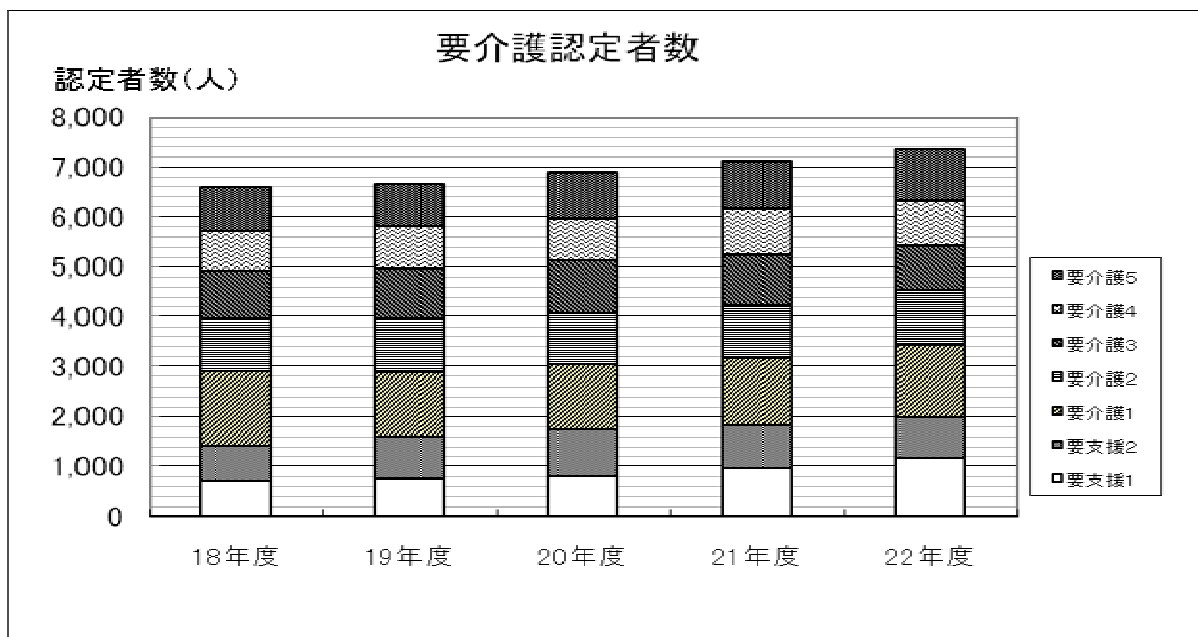
平成23年3月末現在の認定者比率は、高齢者の19.1%となっています。

介護保険による要支援・要介護者認定者は、平成18年度では高齢者人口の17.0%、6,589人でしたが、平成22年度では19.1%、7,358人に増加し、特に要支援1の認定者が増加しています。

【表5】要支援・要介護者の状況と推移 (単位：人、%)

区 分	18年度		19年度		20年度		21年度		22年度	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合
要支援1	712	10.8	754	11.3	809	11.7	962	13.5	1,160	15.8
要支援2	711	10.8	850	12.8	933	13.5	870	12.2	833	11.3
要介護1	1,491	22.6	1,284	19.3	1,297	18.8	1,344	18.8	1,432	19.5
要介護2	1,036	15.7	1,062	15.9	1,033	15.0	1,049	14.7	1,107	15.0
要介護3	982	14.9	1,009	15.1	1,049	15.2	1,027	14.4	890	12.1
要介護4	795	12.1	856	12.8	864	12.5	918	12.9	903	12.3
要介護5	862	13.1	853	12.8	920	13.3	963	13.5	1,033	14.0
合 計	6,589	100.0	6,668	100.0	6,905	100.0	7,133	100.0	7,358	100.0
高齢者人口	38,661		38,812		38,979		38,972		38,494	
認 定 率	17.0		17.2		17.7		18.3		19.1	

【グラフ5】要支援・要介護者の推移



資料：一関地区広域行政組合

要支援・要介護者の推計

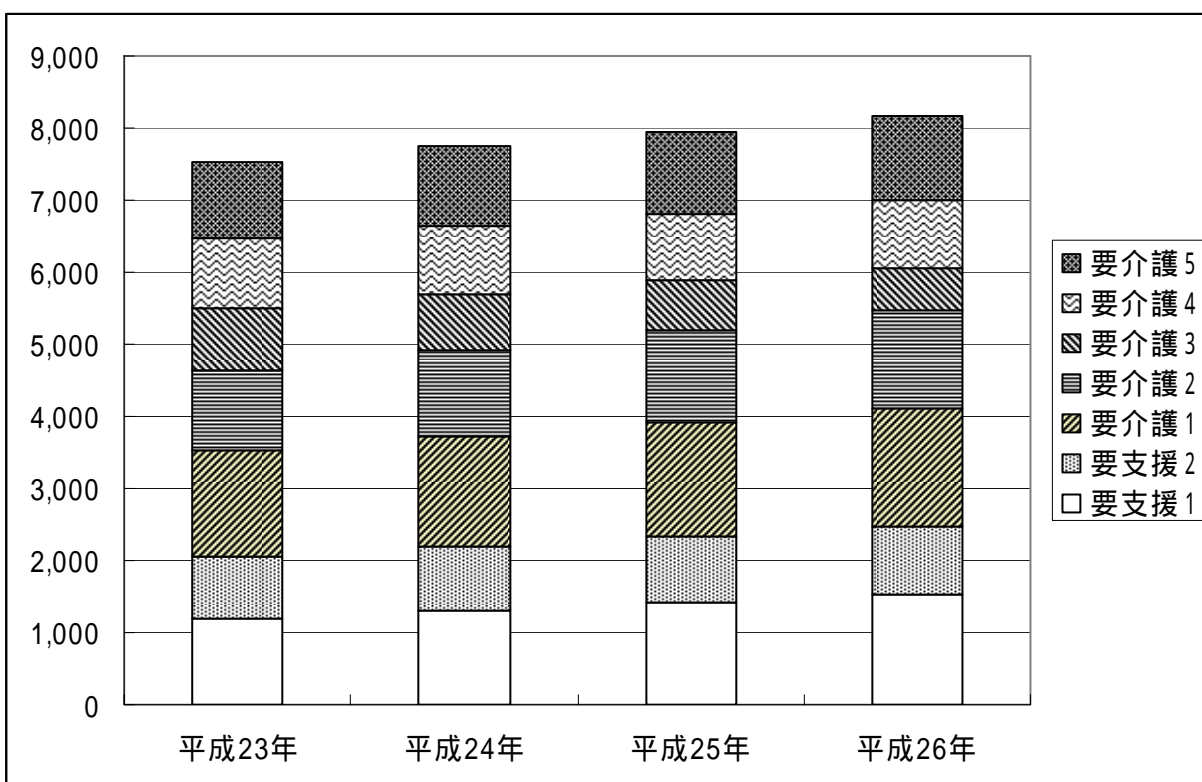
平成 26 年度には認定者数が平成 23 年度に比べ、654 人増加し 8,180 人に、また要介護 4 と 5 の重度認定者の方は 2,116 人になると見込まれます。

【表 6】要支援・要介護者の推計

(単位：人)

認定区分	平成 23 年		平成 24 年		平成 25 年		平成 26 年	
	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)
要支援 1	1,186	15.8	1,307	16.9	1,426	17.9	1,541	18.8
要支援 2	882	11.7	899	11.6	919	11.6	942	11.5
要介護 1	1,453	19.3	1,520	19.6	1,583	19.9	1,640	20.1
要介護 2	1,107	14.7	1,181	15.3	1,255	15.8	1,340	16.4
要介護 3	884	11.7	791	10.2	696	8.8	601	7.4
要介護 4	950	12.6	939	12.1	926	11.7	924	11.3
要介護 5	1,064	14.1	1,102	14.2	1,144	14.4	1,192	14.6
合計	7,526	100.0	7,739	100.0	7,949	100.0	8,180	100.0

【グラフ 6】要支援・要介護者の推計



(注)「一関地区広域行政組合 要支援・要介護認定者数の見込」から推計

4 高齢者の就業の状況

市内の就業者総数は 60,606 人です。そのうち 65 歳以上の高齢者は 8,667 人で 14.3%を占めています。

就業している高齢者の 57.3%は第 1 次産業に従事しており、また、第 1 次産業に就業している高齢者の全年齢に対する割合は 53.6%となっています。

【表 7】 高齢者の就業状況

(単位：人、%)

区 分	第 1 次産業	第 2 次産業	第 3 次産業	その他	合 計	構成比
合 計	9,257	18,102	32,864	383	60,606	100
15～64 歳就業者	4,293	17,218	30,104	324	51,939	85.7
65 歳以上就業者	4,964	884	2,760	59	8,667	14.3
男	2,978	679	1,551	28	5,236	
女	1,986	205	1,209	31	3,431	
65～74 歳	3,076	724	2,083	32	5,915	9.8
男	1,808	559	1,139	16	3,522	
女	1,268	165	944	16	2,393	
75 歳以上	1,888	160	677	27	2,752	4.5
男	1,170	120	412	12	1,714	
女	718	40	265	15	1,038	
高齢者の 産業別就業割合	53.6	4.9	8.4	15.4	14.3	

資料：平成 22 年国勢調査

(注) その他は分類不能の産業

第 2 章 保健サービスの現状

継続的な生活習慣の改善と個々人に応じた保健サービスの提供

第 1 健康なからだづくり

生涯を通じて健康で生活できるよう、栄養・運動・休養などの調和のとれた健康づくりを進めるため、食生活改善推進員の養成や食生活改善事業、生活習慣病予防、健康教育、健康相談などを実施しています。

1 食生活改善推進員養成・食生活改善普及の推進

食生活改善推進員を養成し、地域における食生活の改善普及を推進するために講習会などを実施しています。

【表 8】食生活改善推進員養成講習会の開催状況 (単位：回、人)

年度	区分	実施回数	修了者数	延参加者数
20		8	39	158
21		8	22	86
22		4	30	114

資料：健康づくり課 (H21 年度に藤沢町実施分含む)

【表 9】食生活改善普及講習会の開催状況 (単位：回、人)

年度	区分	開催回数	受講者数
20		282	5,550
21		286	5,345
22		292	5,634

資料：健康づくり課

2 健康教育・生活習慣改善指導

集団や個別の機会を捉えて、医師・歯科医師・薬剤師・保健師・歯科衛生士・栄養士などが生活習慣病予防のための必要な知識や情報を提供するとともに、対象者別に食生活や運動などの生活習慣の見直し改善への支援を行っています。

【表10】集団健康教育開催状況

(単位：回、人)

項目	20		21		22	
	回数	参加人数	回数	参加人数	回数	参加人数
1 医師講演会	11	652	17	906	16	1,181
2 歯科保健健康教育	10	206	30	287	15	374
3 薬の健康教育	9	198	11	170	9	272
4 地区健康教育	617	10,109	615	9,737	791	12,841
合計	647	11,165	673	11,100	831	14,668

資料：健康づくり課

3 健康相談

保健師・栄養士などが地区公民館、集会所及び保健センター等で心身の健康に関する個別の相談に応じ、必要な助言や指導を行い、健康管理への支援を行っています。

【表11】健康相談開催状況

(単位：人)

項目	年度		
	20	21	22
1 所内健康相談	1,900	915	706
2 所内栄養相談	76	66	44
3 地区健康相談	10,369	7,396	8,622
合計	12,345	8,377	9,372

資料：健康づくり課

4 玄米ニギニギ体操

全身の筋力や骨が序々に鍛えられ、基礎体力の向上・基本生活を営むうえで欠かせない握力やつまむ力、腕力の向上・寝たきりや認知症予防のために、手軽な運動メニューとして普及推進しています。

【表12】普及講習会

(単位：回、人)

項目	年度		
	20	21	22
開催回数	100	101	103
参加人数	2,259	1,590	1,986

資料：健康づくり課

第 2 病気の予防・早期発見・早期治療

1 主要死因

平成 21 年主要死因の死亡率は(人口 10 万に対して)は 1,345.7 となっており全国(907.5)・岩手県(1149.3)を上回っています。

また、全死因の約 6 割を 3 大死因の生活習慣病で占めています。

【表 13】年次別主要死因別死亡率 (率：人口対 10 万人)

区分 年	全死因		悪性新生物		心疾患		脳血管疾患		肺炎	
	人数	死亡率	人数	死亡率	人数	死亡率	人数	死亡率	人数	死亡率
19	1,610	1,211.2	419	315.2	275	206.9	244	183.6	145	109.1
20	1,634	1,243.1	442	336.3	280	213.0	214	162.8	167	127.0
21	1,747	1,345.7	473	364.3	336	258.8	239	184.1	180	138.6

資料：岩手県保健福祉年報

【表 14】主要死因別死亡率 (率：人口対 10 万人)

	全死因		悪性新生物		心疾患		脳血管疾患		肺炎	
	人数	率	人数	率	人数	率	人数	率	人数	率
全国	1,141,865	907.5	344,105	273.5	180,745	143.7	122,350	97.2	120,004	89
岩手県	15,410	1,149.3	4,269	318.4	2,636	196.6	2,165	161.5	1,518	113.2
一関市	1,747	1,345.7	473	364.3	336	258.8	239	184.1	180	138.6

資料：岩手県保健福祉年報

2 各種検診等

脳卒中・心臓病・高血圧・糖尿病などの生活習慣病を予防し、早期発見・早期治療に結びつけるため、各種検診などを実施しています。

自らの健康状態を把握することにより、健康増進、疾病予防への取り組みを促すとともに、生活習慣病の早期発見、早期治療を図ることを目的として実施しています。また、平成20年度からは高齢者の医療の確保に関する法律による特定健康診査が導入され、メタボリック症候群（内臓脂肪症候群）に着目した健診内容になり、生活習慣病の予防効果が期待できる健診に変わっています。

（1）特定健康診査受診状況（対象者 40歳～74歳）

【表15】受診状況

（単位：人、％）

20			21			22		
対象者	受診者	受診率	対象者	受診者	受診率	対象者	受診者	受診率
26,424	9,845	37.3	26,188	10,429	39.8	25,732	10,218	39.7

資料：健康づくり課

（2）後期高齢者健康診査受診状況（対象者 75歳以上）

【表16】受診状況

（単位：人、％）

20				21				22			
対象者	申込者	受診者	受診率	対象者	申込者	受診者	受診率	対象者	申込者	受診者	受診率
5,653	4,494	2,535	44.8	4,394	2,894	1,298	29.5	3,964	2,275	1,612	40.7

資料：健康づくり課

平成21年度から、国の指導により循環器系で治療中の方は対象外となったため、対象者数と受診者数が減少している。

(3) がん検診・結核健診受診状況

胃がん・肺がん・大腸がん・乳がん検診は40歳以上、子宮がん(頸部)検診は20歳以上、結核健診は65歳以上を対象に実施しています。

【表17】対象者及び受診者数

(単位：人、%)

年度 区分	20				21				22			
	対象数	申込者	受診者	受診率	対象数	申込者	受診者	受診率	対象数	申込者	受診者	受診率
胃がん	36,396	15,698	10,830	29.8	31,236	16,220	11,427	36.6	30,045	17,126	11,707	39.0
肺がん	37,362	12,902	10,880	29.1	29,903	14,378	12,123	40.5	26,918	15,253	12,819	47.6
大腸がん	38,523	17,339	12,456	32.3	33,265	18,191	12,983	39.0	32,163	19,226	13,243	41.2
子宮がん	25,976	8,478	5,092	19.6	22,513	9,405	6,410	28.5	20,272	9,526	6,204	30.6
乳がん	19,951	7,458	4,862	24.4	17,635	7,907	6,195	35.1	15,657	7,845	5,765	36.8
結核健診	23,388		8,125	34.7	21,427		7,148	33.4	20,321		6,133	30.2

資料：健康づくり課

(4) 成人歯科健康診査受診状況

生涯を通じて自分の歯で食生活を営み、健やかに高齢期をむかえることができるように、8020運動(80歳で20本以上の歯を保とう)とともに、成人歯科健診を実施しています。

【表18】対象者及び受診者数(対象者40歳・50歳・60歳・70歳)

(単位：人、%)

年度 \ 区分	対象者数	受診者数	受診率
20	414	132	31.9
21	6,454	597	9.3
22	6,489	578	8.9

資料：健康づくり課

平成20年度は申込者に実施。

第3 寝たきりや認知症を予防し、健康で暮らすために

疾病の悪化や身体機能低下を防止し、寝たきりや認知症の発症とその悪化予防のため、また、健康で自立した生活ができるよう支援するために、訪問指導、歯科訪問事業などを実施しています。

1 訪問指導

保健師などが家庭訪問し対象者の心身の状況や、その置かれている環境などに応じて、きめ細やかな保健指導を実施しています。

2 訪問歯科診療

歯科保健医療サービスを受ける機会に恵まれない在宅寝たきりの方に、自宅において歯科の治療を提供しています。

【表19】訪問歯科診療実施状況

(単位：人、回)

年度 区分	20			21			22		
	実人数	訪問延回数	一人当り訪問回数	実人数	訪問延回数	一人当り訪問回数	実人数	訪問延回数	一人当り訪問回数
人数	25	110	4.4	26	118	4.5	18	91	5.1

資料：健康づくり課

第3章 福祉サービスの現状

住みなれた地域で生活続けることができるように、要支援や要介護の状態になる前の高齢者に対して「介護予防事業」や「包括的支援事業」などの「地域支援事業」を、介護保険制度の中で実施しています。

この章では、地域支援事業のうち、一関地区広域行政組合から委託されている介護予防事業や任意事業並びに介護保険以外の福祉サービスの現状などについて記載します。介護保険サービスの現状については、参考として章末に概況を掲載します。

第1 地域支援事業

1 介護予防事業

(1) 二次予防対象者（特定高齢者）把握事業

特定高齢者とは、65歳以上の高齢者で健康診査の生活機能評価健診などをもとに、要支援・要介護状態状態にはないが、そのおそれが他の高齢者に比べ高いと考えられる方です。

循環器系健康診査のうち、40～74歳の方を対象とする「特定健診」と、75歳以上の方を対象とする「後期高齢者の健診」を受診する際に「基本チェックリスト」に記入いただき、生活機能の状態などを把握し、要支援・要介護になるおそれのある高齢者（二次予防事業対象者、旧特定高齢者）を把握しています。

(2) 二次予防事業

二次予防事業対象者に対して、「運動器の機能向上」「栄養改善」「口腔機能の向上」「認知症予防」などに効果のある通所又は訪問による事業を実施しています。

運動器の機能向上事業

転倒骨折の防止及び加齢に伴う運動器の機能低下の予防・向上を図る観点から、ストレッチ、有酸素運動、簡易な器具を用いた運動などを実施しています。

【表20】開催状況

(単位：回・人)

年度 地域	20		21		22	
	実施回数	延人数	実施回数	延人数	実施回数	延人数
一関	30	124	24	182	24	152
花泉	21	79	12	69	12	77
大東	34	136	12	47	30	333
千厩	10	66	10	47	12	70
東山	0	0	0	0	10	86
室根	10	26	10	58	12	119
川崎	9	39	0	0	9	50
藤沢	12	66	12	83	24	115
合計	126	536	80	486	133	1,002

資料：社会福祉課

大東地域については、平成22年度は運動器の機能向上・栄養改善・口腔機能向上を併せた複合プログラムで実施。

栄養改善事業

高齢者の低栄養状態を早期に発見するとともに、「食べること」を通じて低栄養状態を改善し、自分らしい生活の確立と自己実現を支援することを目的として、個別的な栄養相談、集団的な栄養教育の事業を実施しています。

【表 2 1】開催状況

(単位：回・人)

年度 地域	2 0		2 1		2 2	
	実施回数	延人数	実施回数	延人数	実施回数	延人数
一 関	8	35	0	0	5	10
東 山	0	0	0	0	5	5
藤 沢	5	12	0	0	0	0
合 計	13	47	0	0	10	15

資料：社会福祉課

口腔機能の向上事業

高齢者の摂食・嚥下機能の低下を早期に発見し、その悪化を予防する観点から、口腔機能の向上のための教育や口腔清掃の指導、摂食・嚥下機能に関する機能訓練の指導などの事業を実施しています。

【表 2 2】開催状況

(単位：回・人)

年度 地域	2 0		2 1		2 2	
	実施回数	延人数	実施回数	延人数	実施回数	延人数
一 関	15	197	24	204	15	171
花 泉	8	23	10	52	5	101
大 東	15	156	13	157	0	0
千 厩	10	67	7	63	6	56
東 山	6	72	5	30	5	28
室 根	5	15	10	65	5	37
川 崎	5	39	10	49	8	53
藤 沢	6	70	6	50	6	42
合 計	70	639	85	670	50	488

資料：社会福祉課

(3) 一般高齢者を対象とした事業

おおむね 65 歳以上の高齢者を対象に、介護予防に関する知識の普及や情報提供、運動機能の向上など、「介護予防教室」として開催しています。

老人クラブや地域のサロン活動、自治会活動などと連携を図りながら、地区公民館や自治会館などにおいて開催しています。

【表 2 3】開催状況

(単位：回・人)

区分	回数			延人数		
	20	21	22	20	21	22
一 関	1,086	1,113	1,610	18,069	16,367	25,610
花 泉	583	471	427	8,089	6,700	5,495
大 東	231	74	60	2,462	905	760
千 厩	88	92	126	1,697	1,763	1,913
東 山	61	54	59	845	715	684
室 根	57	57	31	680	574	402
川 崎	84	81	40	1,497	1,233	900
藤 沢	267	197	208	2,811	3,292	2,889
合 計	2,457	2,139	2,561	36,150	31,549	38,653

資料:社会福祉課

2 任意事業

(1) 家族介護用品支給事業

在宅で寝たきりの状態にある高齢者を介護している家族（市民税非課税世帯）に対して、経済的負担の軽減と、要介護者の在宅生活の継続、質の向上を図るため、介護用品（紙おむつなど）の支給を行っています。

【表 2 4】支給状況（受給者数）

(単位：人)

年度	一関	花泉	大東	千厩	東山	室根	川崎	藤沢	合計
20	44	31	27	21	8	4	4	11	150
21	52	37	35	22	11	13	4	0	174
22	67	37	38	28	13	14	5	0	202

資料: 社会福祉課

(2) 在宅寝たきり高齢者等介護手当支給事業

在宅で暮らす寝たきり高齢者など同居して、介護を行っている方の負担の軽減を図るため、介護者に対し、介護手当の支給を行っています。

【表 2 5】支給状況（受給者数）

(単位：人)

年度	一関	花泉	大東	千厩	東山	室根	川崎	藤沢	合計
20	301	136	117	90	48	40	28	0	760
21	315	154	144	76	56	52	43	10	850
22	337	142	157	111	56	63	50	8	924

資料: 社会福祉課

平成 21 年度から介護手当月額 3,000 円から 5,000 円に変更。(藤沢地域の対象者については、非課税世帯)

第2 介護保険以外の福祉サービス

1 生活支援サービス

(1) 生活管理指導員派遣事業

介護保険の要介護認定で非該当と認定された方や、虚弱などにより何らかの支援が必要な高齢者を対象に、日常生活の自立を促進するため、生活管理指導員を原則週1回1時間程度派遣し、家事や日常生活などの支援、指導を行っています。

【表26】派遣状況

(単位:人・回)

区分	実人員			延利用回数		
	20	21	22	20	21	22
一関	20	27	19	493	412	254
花泉	0	0	0	0	0	0
大東	10	12	10	548	480	369
千厩	5	2	2	178	48	60
東山	2	5	0	77	87	0
室根	0	1	1	0	5	21
川崎	3	2	3	106	81	78
藤沢	5	3	3	203	88	106
合計	45	52	38	1,605	1,201	888

資料: 社会福祉課

(2) 生活管理指導短期宿泊事業

介護保険の要介護認定で非該当と認定された方や、社会適応が困難な高齢者に対し、生活習慣指導などにより自立生活の助長及び要介護状態への進行を予防するため、ショートステイ施設に短期間(原則7日間以内)宿泊させる事業です。

【表27】利用状況

(単位:人・日)

区分	実人員			延日数		
	20	21	22	20	21	22
一関	2	2	1	14	44	3
花泉	0	0	0	0	0	0
大東	1	1	1	8	7	2
千厩	1	1	0	5	3	0
東山	0	0	0	0	0	0
室根	0	0	0	0	0	0
川崎	0	0	0	0	0	0
藤沢	0	0	0	0	0	0
合計	4	4	2	27	54	5

資料: 社会福祉課

(3) 生きがいデイサービス事業

介護保険の要介護認定で非該当と認定された方や、閉じこもりがちな高齢者の孤独感の解消、自立生活の助長及び介護予防を図るため、デイサービス施設などにおいて、原則週1回、入浴・給食・日常動作訓練などのサービスを提供しています。

【表28】利用状況

(単位:人・回)

区分	利用者数			延利用回数		
	20	21	22	20	21	22
一関	29	32	26	1,035	1,080	834
花泉	1	2	1	4	46	26
大東	30	35	31	1,114	1,061	949
千厩	7	9	7	237	267	267
東山	1	2	0	48	3	0
室根	12	16	13	577	577	576
川崎	5	5	5	231	236	185
藤沢	1	1	0	50	40	0
合計	86	102	83	3,296	3,310	2,837

資料: 社会福祉課

(4) 高齢者及び障害者にやさしい住まいづくり推進事業

身体に障がいのある方や要介護認定を受けた高齢者が、在宅生活を送るうえで必要な住宅の改良(段差の解消や浴室・トイレなどの改修)をする場合に、その費用の一部(上限:60万円)を補助しています。

【表29】利用状況(件数)

(単位:件)

年度	一関	花泉	大東	千厩	東山	室根	川崎	藤沢	合計
20	13	4	13	0	1	1	2	1	35
21	14	4	7	1	1	5	1	0	33
22	13	3	7	5	3	2	2	0	35

資料: 社会福祉課

(5) 緊急通報体制等整備事業

火災や急病などの緊急事態や災害発生時に対応するため、ひとり暮らし高齢者などに対して、近隣などの協力体制のもとに、緊急通報システムを設置しています。

【表30】設置状況

(単位:台)

年度	一関	花泉	大東	千厩	東山	室根	川崎	藤沢	合計
20	516	180	193	113	69	65	78	80	1,294
21	421	155	154	94	60	57	73	72	1,086
22	379	154	136	86	54	55	71	70	1,005

資料: 社会福祉課

平成21年度に貸与要件を見直したことにより、設置台数は減少しています。

(6) 福祉乗車券交付事業

70歳以上のひとり暮らし高齢者等の社会参加促進を図ることを目的に、タクシー及びバスの利用料金の一部を助成しています。(平成22年度までは80歳以上のひとり暮らし高齢者を対象としていましたが平成23年度から対象者を拡大しています。)

【表31】交付状況(交付者数)

(単位:人)

年度	一関	花泉	大東	千厩	東山	室根	川崎	藤沢	合計
20	403	99	29	85	56	9	31		712
21	430	112	36	86	56	39	35		794
22	436	113	36	90	56	36	39		806

資料:社会福祉課

ひとり暮らし高齢者のみ記載

(7) 食の自立支援事業(配食サービス事業)

ひとり暮らし高齢者、高齢夫婦、障がい者などを対象に、利用者の希望する日に食事を届け、食生活を通じた健康の保持とともに、配達による安否確認と孤独感の解消を図る「食の自立支援事業」を実施しています。

【表32】実施状況

(単位:人・食)

区分	利用者数(登録者数)			配食数		
	20	21	22	20	21	22
一関	158	100	83	11,610	13,596	13,269
花泉	52	50	49	6,197	6,348	6,068
大東	39	36	28	3,054	2,838	2,496
千厩	60	64	60	787	1,031	1,568
東山	10	9	7	387	488	538
室根	5	5	5	230	289	246
川崎	9	4	10	586	674	812
藤沢	19	17	25	447	394	631
合計	352	285	267	23,298	25,658	25,628

資料:社会福祉課

一関地域では、一関市社会福祉協議会事業として実施。

藤沢地域では、平成20・21年度は藤沢町社会福祉協議会事業として実施。

2 家族介護支援サービス

(1) 寝具洗濯乾燥消毒サービス事業

在宅の寝たきり高齢者などで、身体機能の低下や障がいなどにより寝具類の衛生管理が困難な方を対象に、使用寝具を預かって洗濯、乾燥、消毒を実施しています。

【表33】利用状況

(単位：人・件)

区分	実人数			延件数		
	20	21	22	20	21	22
一関	15	31	24	18	34	28
花泉	3	5	3	4	6	3
大東	0	0	0	0	0	0
千厩	14	23	20	16	25	24
東山	1	1	0	1	1	0
室根	0	0	0	0	0	0
川崎	1	4	2	2	4	2
藤沢	0	0	0	0	0	0
合計	34	64	49	41	70	57

資料：社会福祉課

(2) 外出支援サービス事業

歩行が困難で車いすなどを使用しており、通院、入退院などの外出時に付き添いが必要な方に対して、車いす専用リフト付車両などを使った移送サービスを実施しています。

【表34】利用状況

(単位：人・回)

区分	利用者数			利用回数		
	20	21	22	20	21	22
一関	9	11	10	95	67	70
花泉	16	21	18	63	48	29
大東	36	44	39	224	164	113
千厩	66	80	70	448	378	284
東山	31	37	33	100	110	105
室根	33	41	36	80	83	153
川崎	8	13	9	34	50	16
藤沢	53	54	56	227	202	183
合計	252	301	271	1,271	1,102	953

資料：社会福祉課

第3 福祉施設サービス

1 養護老人ホーム

おおむね65歳以上の環境及び経済的理由などにより、居宅において生活することが困難な方が入所する施設です。

介護保険制度施行後も、従来どおり措置制度として実施しています。また、入所者のうち、介護が必要な状態になった場合には、施設に入所したままで介護保険のサービスを利用することができます。

【表35】入所状況

(単位：人)

施設名	東山荘			こはぎ荘			市外			合計		
	20	21	22	20	21	22	20	21	22	20	21	22
一関	11	10	17	9	10	9	6	5	4	26	25	30
花泉	5	5	4	3	3	2	2	2	2	10	10	8
大東	8	8	7	14	13	15	0	0	0	22	21	22
千厩	8	7	10	6	7	8	6	5	5	20	19	23
東山	23	21	24	1	1	1	0	0	0	24	22	25
室根	1	1	1	4	5	6	0	0	0	5	6	7
川崎	3	2	1	7	7	7	1	1	1	11	10	9
藤沢	7	7	6	3	4	4	1	1	1	11	12	11
合計	66	61	70	47	50	52	16	14	13	129	125	135

資料：社会福祉課、年度内に入所した者の数を含む。

市外の施設名：寿水荘 ・ 北星荘 ・ 祥風苑 ・ 松寿荘 ・ 葛葉荘 ・ 梅香園
(奥州市) (北上市) (大船渡市) (雫石町) (葛巻町) (宮城県)

2 生活支援ハウス

ひとり暮らし高齢者や高齢夫婦のみの世帯など、常時の介護は必要としないが在宅生活に不安がある方を一定期間受け入れ、各種相談や助言及び地域住民などとの交流事業を通じ、在宅生活を営む上での不安感の解消を図り、在宅生活へ円滑に移行できるよう支援します。

【表36】利用状況

(単位：人)

施設名	定員	利用実人員		
		20	21	22
高齢者生活福祉センター「みどりの里」	10	8	10	8
一関市生活支援ハウス「むろね苑」	8	6	8	8
合計	18	14	18	16

資料：社会福祉課、各年度末現在

3 老人福祉センター

老人福祉センターは、健康増進、教養の向上及びレクリエーションなどのための便宜を総合的に供与する施設で、老人クラブ及び各種趣味活動グループなどの研修活動やレクリエーション活動の場として利用されています。

【表37】利用状況

(単位：日・人)

区 分 年 度	開館日数			利用者数		
	20	21	22	20	21	22
一関老人福祉センター	303	296	308	4,023	3,894	3,993
大東老人福祉センター	356	287	254	4,256	4,149	3,398
千厩老人福祉センター	243	232	226	7,243	7,205	7,149
川崎老人憩いの家「笠松荘」	45	46	37	565	515	296
計	947	861	825	16,087	15,763	14,836

資料：社会福祉課

川崎老人憩いの家「笠松荘」は平成23年3月31日をもって廃止。

4 軽費老人ホーム（ケアハウス）

介護を必要とせず、身の回りのことは自力でできるが、身体機能の低下など独立して生活することに不安があり、家族の援助を受けることが困難な高齢者などが、入居して日常生活上のサービスを受ける施設です。

現在市内には、「一関ロイヤルハウス」（定員50人）と、「福光園ケアハウス老楽園」（定員20人）が設置されています。入所にあたっては、入所希望者と施設との利用契約の締結が必要となります。

第4 相談支援サービス

1 地域包括支援センター（高齢者総合相談センター）

地域包括支援センター（高齢者総合相談センター）は、「高齢者が住み慣れた地域で安心して過ごすことが実現できるように」地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援するため、市内5ヶ所に事業所があり、市役所各支所、在宅介護支援センター、居宅介護支援事業所等と連携・協力しながら、地域の高齢者のさまざまな相談に総合的に対応しています。

【表38】活動状況

（単位：件）

地域包括支援センター名 【担当地域】	相談件数		
	20	21	22
一関西部地域包括支援センター（直営） 【一関地域（山目地区、中里地区、巖美地区、萩荘地区）】	126	149	141
高齢者総合相談センターさくらまち（委託） 【一関地域（一関地区、真滝地区、舞川地区、弥栄地区）】		27	152
高齢者総合相談センターはないずみ（委託） 【花泉地域】			
一関東部地域包括支援センター（直営） 【千厩地域、室根地域、川崎地域、藤沢地域】	282	190	112
高齢者総合相談センターしぶたみ（委託） 【大東地域、東山地域】		16	84

資料：一関地区広域行政組合

（注）高齢者総合相談センターさくらまち、高齢者総合相談センターしぶたみは平成22年1月1日より、高齢者総合相談センターはないずみは平成24年1月1日より委託。

2 在宅介護支援センター

在宅介護支援センターは、おおむね 65 歳以上の在宅要援護高齢者やその家族などに対し、在宅介護に関する総合的な相談に応じ、個々のニーズに対応した介護保険サービスや保健福祉サービスが受けられるよう、関係機関・サービス実施機関との連絡調整や訪問調査、保健福祉サービスの利用申請の代行を行っています。

市民が、より身近なところで相談ができるよう社会福祉法人などに在宅介護支援センターの事業を委託し、きめ細やかな相談業務を実施しています。

【表 3 9】活動状況

(単位：件)

在宅介護支援センター名	相談件数		
	2 0	2 1	2 2
福光園在宅介護支援センター	12,166	9,249	7,697
関生園在宅介護支援センター			
明生園在宅介護支援センター			
仁愛会在宅介護支援センター			
シルバーヘルス在宅介護支援センター			
なのはな在宅介護支援センター			
いこい在宅介護支援センター			
ニチイケアセンターー関在宅介護支援センター			
在宅介護支援センター華松苑			
在宅介護支援センター寿光荘			
在宅介護支援センターソエル花泉			
興田在宅介護支援センター			
大原在宅介護支援センター			
やまゆり在宅介護支援センター			
千厩寿慶会在宅介護支援センター			
東山在宅介護支援センター			
室根在宅介護支援センター			
川崎在宅介護支援センター			

資料：社会福祉課

第5 社会参加・生きがい対策

1 老人クラブ

老後の生活を健全で豊かなものにするために、教養の向上や健康の増進、地域社会との交流、レクリエーション活動などを行っている老人クラブの育成を図っています。

また、ひとり暮らし高齢者への訪問や、登下校時の児童・生徒の安全確保のため、横断歩道や危険箇所における見守り活動を行うなど、地域防犯運動の推進に大きな役割を果たしています。

【表40】クラブ数及び加入状況

(単位:人・%)

区分	クラブ数			会員数			60歳以上の高齢者数			加入率		
	20	21	22	20	21	22	20	21	22	20	21	22
一関	105	101	95	4,959	4,677	4,268	19,132	19,541	20,043	25.9	23.9	21.3
花泉	50	49	49	1,653	1,502	1,433	5,559	5,648	5,704	29.7	26.6	25.1
大東	58	56	55	2,656	2,530	2,446	6,876	6,924	6,947	38.6	36.5	35.2
千厩	27	27	27	1,698	1,650	1,580	4,701	4,757	4,836	36.1	34.7	32.7
東山	23	23	23	893	873	860	3,014	3,074	3,097	29.6	28.4	27.8
室根	10	10	9	488	456	417	2,315	2,331	2,351	21.1	19.6	17.8
川崎	25	25	24	1,277	1,246	1,192	1,673	1,685	1,702	76.3	73.9	70.0
藤沢	23	23	23	1,243	1,260	1,159	3,775	3,821	3,835	32.9	33.0	30.2
合計	321	314	305	14,867	14,194	13,355	47,045	47,781	48,515	31.6	29.7	27.5

資料：社会福祉課

2 高齢者大学の開催

高齢者の生涯学習の場として、教育委員会では各地域の公民館ごとに高齢者学級(大学)を開設しており、高齢者が生きいきとゆとりある豊かな老後を過ごせるよう、各種学習機会の提供に努めています。

3 世代間交流活動

高齢者が、世代を超えて相互に理解を深めることができるよう、グループ活動、創作活動、各種スポーツ活動を通じて豊かな人生経験を、多くの人に伝える機会の提供に努めています。

4 スポーツ・趣味活動

老人クラブ連合会などの協力を得て、各種スポーツや趣味活動を通じて、高齢者の健康保持と社会参加活動の促進を図っています。

(1) いきいきシルバースポーツ大会の開催

高齢者がスポーツに親しみながら、健康の保持増進を図るため、いきいきシルバースポーツ大会等を開催しています。また、高齢者の生きがいを高めることを目的として県民長寿体育祭「いきいきシルバースポーツ大会」に参加しています。

(2) スポーツ・レクリエーション大会の開催

高齢者と青・壮年、子供たちが、ゲートボール、グラウンドゴルフ、ソフトテニスなどの大会を通じて、世代を超えて交流し、ふれあいと連帯感を育まれるよう開催しています。

(3) 囲碁・将棋大会の開催

囲碁・将棋を通じて、愛好者との交流を図り、高齢者同士の心のふれあいと親睦を深めることを目的として開催しています。

(4) 創作活動

書道、絵画、写真、彫刻、木工、陶芸、工芸、機関誌、家具、装飾品、わら細工などの作品を、展示会や文化祭へ出展できるよう高齢者の学習成果の発表の機会を提供しています。

5 敬老会事業

多年にわたり社会に貢献してきた高齢者を敬愛し、健康長寿を祝福するため、各地域ごとに敬老会を開催しています。

【表41】開催状況

(単位：人)

区分	招待者数			出席者数		
	20	21	22	20	21	22
一 関	4,505	5,003	5,283	1,732	1,804	1,899
花 泉	1,740	1,830	1,886	826	760	893
大 東	2,177	2,290	2,389	910	980	1,042
千 厩	1,366	1,443	1,479	818	790	790
東 山	773	887	895	339	341	325
室 根	753	747	797	336	320	324
川 崎	503	528	541	219	230	234
藤 沢	1,230	1,283	1,324	260	279	293
合 計	13,047	14,011	14,594	5,440	5,504	5,800

資料：社会福祉課

6 満百歳記念祝事業

満百歳の誕生日を迎えた方に、健康長寿を祝福し、記念品などを贈呈しています。

【表42】贈呈状況

(単位:人)

年度	一関	花泉	大東	千厩	東山	室根	川崎	藤沢	合計
20	9	3	8	7	2	1	2	1	33
21	18	3	3	5	0	3	2	4	38
22	14	3	4	5	2	2	0	2	32

資料:社会福祉課

7 シルバー人材センター

シルバー人材センターは、高齢者が長年培ってきた知識、経験、技能を地域社会の中で生かすとともに、高齢者の生きがいを増進するため、臨時的、短期的な就業を希望するおおむね60歳以上の高齢者を対象に、就業の機会を組織的に提供しています。

主な活動内容としては、できるだけ多くの高齢者が「社会の担い手」になることを目指して活動を続けており、市内で700人を越える会員が地域環境の美化や家事、高齢者の生活支援サービスなど市民生活をサポートする事業を推進しています。

【表43】活動状況

(単位:人・件・千円)

年度	会員数	就業実人員	受託件数	延人員	受注総額
20	727	653	2,440	59,634	244,757
21	747	628	2,396	56,980	240,533
22	737	613	2,546	51,119	213,517

資料:(社)一関市シルバー人材センター

第6 市民参加型サービス

1 地区福祉活動

地域ごとの自主的な福祉活動を行うため、地域福祉ネットワークとして、地区福祉活動推進協議会が組織されています。

各地域において、要援護者への支援、見守り活動を行い、市民の相互連帯で地域福祉を推進しています。

2 ボランティア活動

助け合いの精神のもとに、市民が自主的に継続して、施設への奉仕、ひとり暮らし高齢者への激励など、多くの分野でボランティア活動が行われています。一関市社会福祉協議会に設置されているボランティアセンターには、平成22年度末で87団体・4,189人と個人194人が登録されています。

有償ボランティア団体として、NPO法人が27団体あり、このうち高齢者に関する活動を展開している団体は10団体で、高齢者とのコミュニケーションや家事援助などの活動を行っています。

第7 介護保険サービス

1 サービス利用者の状況

要支援・要介護認定を受けた方のうち、介護給付などのサービス利用者の割合は、介護度が重い認定を受けている被保険者が、高くなっています。

【表44】要支援・要介護認定者・サービス利用者数 (単位：人・%)

区 分	認定者数	サービス利用者数	
	人 数	人 数	割 合
要支援1	1,160	739	63.7
要支援2	833	639	76.7
要介護1	1,432	1,188	83.0
要介護2	1,107	999	90.2
要介護3	890	830	93.3
要介護4	903	850	94.1
要介護5	1,033	928	89.8
合 計	7,358	6,173	83.9

資料：一関地区広域行政組合

(注) 認定者数は平成23年3月31日現在。サービス利用者数は平成22年度に利用した人数。

2 サービス種類別の利用状況

(1) 介護サービス(要介護)の利用状況

要介護認定を受けた方のうち、介護給付などのサービス利用者は、平成22年度では、居宅サービス利用者が延75,762人、施設サービス利用者が延17,611人、地域密着型サービス利用者が延3,479人、その他のサービス利用者が延32,533人となっており、全体として要介護では前年度対比103.4%となっています。

【表45】利用状況 (単位：人・%)

サービス種類		20	21	22	H22/H21
居	訪問介護	12,641	12,776	12,466	97.6
	訪問入浴介護	2,819	2,892	2,745	94.9
	訪問看護	5,198	5,175	4,852	93.8
	訪問リハビリテーション	40	65	150	230.8
	居宅療養管理指導	694	770	654	84.9
	通所介護	22,022	23,325	24,257	104.0
	通所リハビリテーション	4,438	4,542	4,351	95.8
宅	短期入所(特養)	4,764	4,925	5,208	105.7
	短期入所(老健)	1,247	1,222	1,178	96.4
	短期入所(療養型)	6	6	15	250.0
	特定施設入居者生活介護	267	729	1,154	158.3
	福祉用具貸与	16,300	17,503	18,355	104.9
	特定福祉用具販売	450	395	377	95.4
小 計		70,886	74,325	75,762	101.9

サービス種類		20	21	22	H22/H21
地域密着型	認知症対応型通所介護	163	163	176	108.0
	小規模多機能型居宅介護	478	433	426	98.4
	認知症対応型共同生活介護	1,802	1,875	2,585	137.9
	短期入所（GH）	-	3	5	166.7
	介護老人福祉施設	-	-	287	皆増
	小計	2,443	2,474	3,479	140.6
施設	介護老人福祉施設	9,347	9,405	9,410	100.1
	介護老人保健施設	7,920	7,782	7,786	100.1
	介護療養型医療施設	356	459	415	90.4
	小計	17,623	17,646	17,611	99.8
住宅改修		187	175	192	109.7
居宅サービス計画費		33,982	34,902	35,289	101.1
その他	特定入所者介護サービス費	13,747	14,024	14,612	104.2
	高額介護サービス費	14,391	15,951	17,188	107.8
	高額医療合算介護サービス費	-	6	733	12,216.7
	小計	28,138	29,981	32,533	108.5
合計		153,259	159,503	164,866	103.4

資料：一関地区広域行政組合

（２）介護予防サービス（要支援）の利用状況

要支援認定を受けた方のうち、介護予防給付などのサービス利用者は、平成22年度では、居宅サービス利用者が延20,095人、地域密着型サービス利用者が延124人、全体として要支援では前年度対比110.0%となっています。

【表46】利用状況

（単位：人・％）

サービス種類		20	21	22	H22/H21
居宅	訪問介護	4,816	5,182	5,712	110.2
	訪問入浴介護	2	1	3	300.0
	訪問看護	464	401	441	110.0
	訪問リハビリテーション	7	9	15	166.7
	居宅療養管理指導	7	75	90	120.0
	通所介護	8,377	9,024	9,914	109.9
	通所リハビリテーション	1,320	1,297	1,324	102.1
	短期入所（特養）	118	136	147	108.1
	短期入所（老健）	28	37	42	113.5
	短期入所（療養型）	1	0	0	-
	特定施設入居者生活介護	2	0	2	皆増
	福祉用具貸与	1,582	1,989	2,270	114.1
	特定福祉用具販売	131	129	135	104.7
	小計	16,855	18,280	20,095	109.9

サービス種類		20	21	22	H22/H21
地域密着型	認知症対応型通所介護	0	0	0	-
	小規模多機能型居宅介護	75	111	96	86.5
	認知症対応型共同生活介護	4	7	28	400.0
	短期入所（GH）	0	0	0	-
	介護老人福祉施設	0	0	0	-
	小計	79	118	124	105.1
住宅改修		81	101	92	91.1
居宅サービス計画費		13,692	14,664	16,160	110.2
合計		30,707	33,163	36,471	110.0

資料：一関地区広域行政組合

3 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）の入所状況

身体上、または精神上、著しい障害があり、介護保険制度で介護の必要がある「要介護」と認定された人が利用可能な施設です。

施設サービス計画に基づいて、入浴、排せつ、食事などの介護その他の日常生活の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行っています。

【表47】入所状況

（単位：人）

施設名	年度	一関	花泉	大東	千厩	東山	室根	川崎	藤沢	市外	合計
特別養護老人ホーム 関生園	20	41	3	0	0	0	0	1	0	4	49
	21	43	2	0	0	0	0	1	0	4	50
	22	41	2	0	0	1	0	1	0	3	48
特別養護老人ホーム 福光園	20										
	21										
	22	44	1	0	0	1	0	0	0	4	50
特別養護老人ホーム 福光園アネックス	20	73	0	0	0	0	0	0	0	3	76
	21	77	0	0	0	0	0	0	0	3	80
	22	29	0	0	0	0	0	0	0	2	31
特別養護老人ホーム 明生園	20	45	4	0	0	0	0	0	0	0	49
	21	47	3	0	0	0	0	0	0	0	50
	22	45	3	0	0	0	0	0	0	13	61
特別養護老人ホーム 一関ケアサポート	20	46	1	0	0	0	0	1	0	2	50
	21	46	1	0	0	0	0	1	0	2	50
	22	46	1	0	0	0	0	1	0	2	50
特別養護老人ホーム 寿光荘	20	1	49	0	0	0	0	0	0	0	50
	21	1	49	0	0	0	0	0	0	0	50
	22	1	48	0	0	0	0	1	0	0	50
特別養護老人ホーム ソエル花泉	20	7	79	0	2	0	0	0	0	1	89
	21	2	85	0	2	0	0	0	0	1	90
	22	1	86	0	2	0	0	0	0	1	90

施設名	年度	一関	花泉	大東	千厩	東山	室根	川崎	藤沢	市外	合計
特別養護老人ホーム やまぶき荘	20	0	0	64	0	1	0	0	0	2	67
	21	0	0	66	0	1	0	0	0	2	69
	22	1	0	64	0	1	0	0	0	2	68
特別養護老人ホーム 千寿荘	20	0	0	2	76	0	0	0	1	1	80
	21	0	0	2	75	0	0	0	1	1	79
	22	0	0	3	74	0	2	0	1	0	80
特別養護老人ホーム やすらぎ荘	20	0	2	7	0	40	0	0	0	1	50
	21	0	1	8	0	40	0	1	0	0	50
	22	0	1	8	0	40	0	1	0	0	50
特別養護老人ホーム 孝養ハイツ	20	0	0	1	2	0	44	1	1	1	50
	21	0	0	1	2	0	44	1	1	1	50
	22	0	0	1	2	0	44	1	1	1	50
特別養護老人ホーム 寿松苑	20	3	0	2	3	0	1	38	1	2	50
	21	4	0	2	6	0	1	36	1	2	52
	22	6	0	2	6	1	1	34	1	1	52
特別養護老人ホーム 光栄荘	20	0	0	0	14	0	2	1	70	0	87
	21	0	0	0	14	0	3	1	69	0	87
	22	0	0	0	12	0	7	1	67	0	87
特別養護老人ホーム ソバライト花泉	20										
	21										
	22	12	13	1	0	1	0	1	0	1	29
合 計	20	216	138	76	97	41	47	42	73	17	747
	21	220	141	79	99	41	48	41	72	16	757
	22	226	142	79	96	45	54	40	70	30	782

資料：社会福祉課、各年度末現在

4 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）の入所待機者状況

【表48】 待機者状況

（単位：人）

年 度	2 1			2 2			2 3		
	待機者	うち在宅 の待機者	うち早期に 入所が必要 な者	待機者	うち在宅 の待機者	うち早期に 入所が必要 な者	待機者	うち在宅 の待機者	うち早期に 入所が必要 な者
一 関	204	63	37	211	57	35	275	73	37
花 泉	40	23	22	29	12	9	46	25	21
大 東	140	42	20	145	44	33	125	40	21
千 厩	104	56	22	96	51	17	115	54	29
東 山	54	14	9	54	16	9	64	21	1
室 根	64	38	18	78	43	25	61	30	16
川 崎	14	5	1	10	4	2	23	10	8
藤 沢	48	14	5	63	15	6	70	20	6
合 計	668	255	134	686	242	136	779	273	139

資料：一関地区広域行政組合、平成21年3月末、平成22年3月末、平成23年7月末現在

平成23年度において、第5期介護保険事業計画前倒しにより特別養護老人ホーム165床の整備が行われました。

第8 社会福祉協議会等が実施している主な事業

1 在宅ひとり暮らし高齢者交流会事業

おおむね70歳以上のひとり暮らし高齢者や、日中ひとりになる方などを対象に、入浴・食事・趣味活動などを通じて、高齢者同士の親睦を深め、孤独感の解消を図っています。

【表49】開催状況

(単位:日・人)

区分	年度	一関	花泉	大東	千厩	東山	室根	川崎	藤沢	合計
開催 日数	20		1	1	4	3	1	2	1	13
	21		1	1	3	3	1	2	1	12
	22		1	1	3	3	1	1	1	11
参加 者数	20		66	133	163	111	24	44	12	553
	21		49	143	155	112	26	46	12	543
	22		58	130	171	94	23	25	13	514

藤沢地域では藤沢町ボランティアセンターで主催。藤沢町社会福祉協議会は共催。

2 在宅介護者リフレッシュサービス

介護者相互の情報交換や親睦を行うことにより、介護の疲れを癒し、心身ともにリフレッシュを図ることを目的に親睦交流会を実施しています。

【表50】実施状況

(単位:人)

区分	年度	一関	花泉	大東	千厩	東山	室根	川崎	藤沢	合計
利用者数 (泊り)	20	12	2	1	0	2	2	2	0	21
	21	6	2	1	0	0	1	1	0	11
	22	12	2	2	0	0	2	1	0	19
利用者数 (日帰り)	20	16	13	9	11	5	2	3	63	122
	21	10	15	3	9	5	0	4	61	107
	22	19	17	5	9	2	0	4	61	117

藤沢地域では、介護者の会に委託。

3 在宅理髪サービス

在宅の寝たきり者などを対象に、自宅で理髪サービスを行うことにより、身体の清潔を保持するとともに、家族介護の負担軽減を図ることを目的に、一関地域と千厩地域で実施しています。

【表51】実施状況

(単位:人・枚・%)

年 度	申請者数	交付枚数	利用枚数	利 用 率
20	174	498	355	71.3
21	151	511	296	57.9
22	125	411	261	63.5

4 小地域福祉推進事業

地域の人々が安心して豊かな生活ができるような地域社会を構築するため、地区福祉推進協議会や自治会に対し活動助成金を交付し、自主的な地域福祉活動を支援しています。

【表5 2】活動助成金交付状況

(単位：円)

区分	年度	一関	花泉	大東	千厩	東山	室根	川崎	合計
		8地区	7地区	5地区	4地区	28行政区	20行政区	26行政区	
活動助成金	20	1,898,000	1,103,800	446,000	971,000	824,000	400,000	156,000	5,798,800
	21	1,901,000	1,232,080	475,000	1,044,000	824,000	400,000	260,000	6,136,080
	22	1,901,000	1,222,480	474,000	1,012,000	822,400	400,000	260,000	6,091,880

5 ふれあいサロン

おおむね65歳以上のひとり暮らし高齢者、日中ひとりになる方や高齢夫婦などを対象に、閉じこもりを防ぎ、生きがいを持てるよう、会食、会話、交流の機会として、自治会などの小地域を単位とした定期的な集まり(ミニサロン)の開催を支援しています。

【表5 3】実施状況

(単位：箇所・日)

区分	年度	一関	花泉	大東	千厩	東山	室根	川崎	藤沢	合計
設置箇所数	20	132	42	61	40	9	4	6	18	312
	21	133	43	63	44	12	8	7	20	330
	22	132	41	53	47	19	15	8	20	335
開催日数	20	1,530	410	735	471	87	26	57	200	3,516
	21	2,035	430	652	482	140	67	65	200	4,071
	22	1,537	390	478	551	186	115	92	203	3,552

6 日常生活自立支援事業

認知症などのため、必要とする介護・福祉サービスの選択やサービス事業者との契約に関する判断能力が不十分な方を対象に、福祉サービスの情報提供、選択の助言、利用手続き、利用料の支払い、日常的な金銭管理サービスを提供し、適切な福祉サービスの利用を図る事業を実施しています。

【表5 4】利用状況

(単位：件・人)

年度	件数	支援人数
20	825	57
21	850	55
22	774	52

社会福祉協議会では、上記の事業のほか高齢者に関する事業を「地域福祉活動計画」に基づき、実施しています。

第4章 重点施策とその取り組み

第1 重点課題と施策の方向

「人と人、地域と地域が結び合い 未来輝く いちのせき」を目指して、生きがいづくりと健康づくり、生活習慣病の予防、介護予防事業の推進、在宅介護支援、高齢者の権利擁護の支援など、効率的な行政運営を図りながら、高齢社会に向けた諸施策に取り組んでいきます。

健康づくりと介護予防を推進します

<重点課題>

介護予防は状態が悪くなる前の元気なうちから取り組む必要があるため、普及啓発事業を継続し、介護予防への関心を高める必要があります。

二次予防事業は、対象者であっても参加に結びつかないことが課題です。より魅力ある事業内容を検討するとともに、介護予防教室の開催会場を工夫するなど、より気軽に参加できる環境整備が必要です。

<施策の方向>

高齢者の総合的な介護予防を目指し、保健・医療・福祉分野の関係機関が連携し、運動器の機能向上、栄養改善、口腔機能の向上などに主眼をおいた介護予防事業（地域支援事業）を推進します。

生きがいづくりを推進します

<重点課題>

高齢者の約8割は介護を必要としない元気な方たちです。元気な高齢者の方たちが生きがいと尊厳を持ち、いつまでも健康に安心して暮らすことが可能となるような社会の実現が求められています。

<施策の方向>

明るく活力に満ちた高齢社会を築くためには、高齢者自身がこれまで培った知識・技能を発揮し、積極的な社会活動への参加と地域社会の中で活躍することができる環境づくりを推進します。

生きがいを持って高齢期を過ごすために、健康づくりや介護予防とともに、生涯学習、スポーツ、世代間交流、ボランティア活動など幅広い社会参加と、地域内交流の活性化を促進します。

ともに支え合い安心して暮らせる地域づくりを推進します

<重点課題>

高齢者やその家族が地域で安心して生活できるように、孤独死防止、高齢者虐待の早期発見や認知症高齢者への支援など、地域住民が課題を共有する取り組みを推進する必要があります。

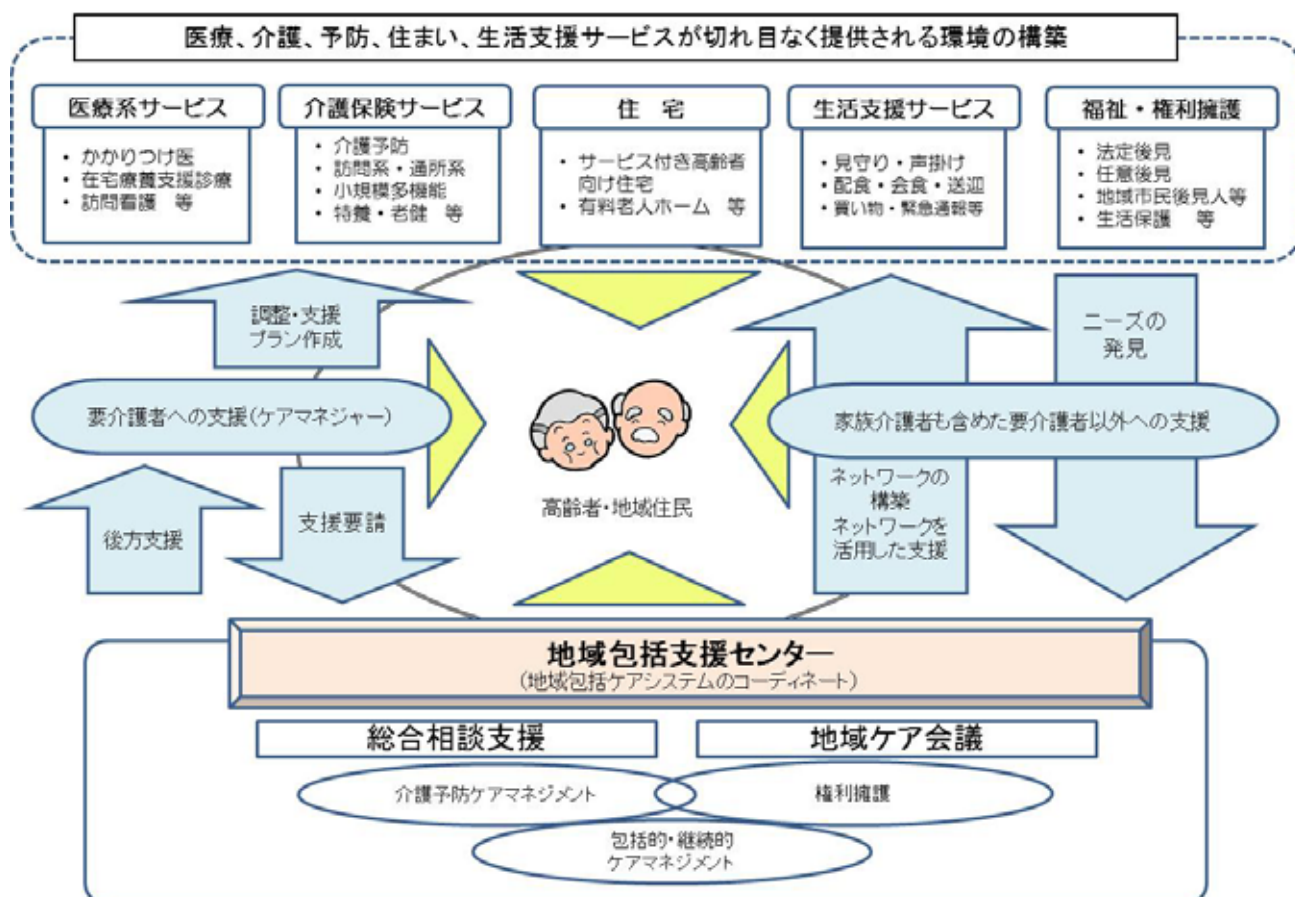
ひとり暮らし高齢者や高齢者のみ世帯の見守りや安否確認については、地域の様々な見守り活動による気づきを地域包括支援センター（高齢者総合相談センター）につなげることにより、より適切な支援に結び付けていくことが必要です。

<施策の方向>

高齢者がひとり暮らしや要介護・要支援状態になっても、長年住み慣れた地域で、安心して、その人らしい生活を送ることができるようにするためには、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスを組み合わせる継続的に切れ目なく提供する仕組みが必要となります。それを支えるシステムが「地域包括ケアシステム」です。

一関市では、この「地域包括ケアシステム」を「ともに支え合い安心して暮らせる地域づくり」とし、保健・医療・福祉・介護の関係機関・団体との連携のもとに、住民相互の支え合いを基本とした地域全体で高齢者を支える体制づくりを推進します。

【国の地域包括ケアシステムのイメージ】



第2 取り組み方針

健康づくりと介護予防に向けて

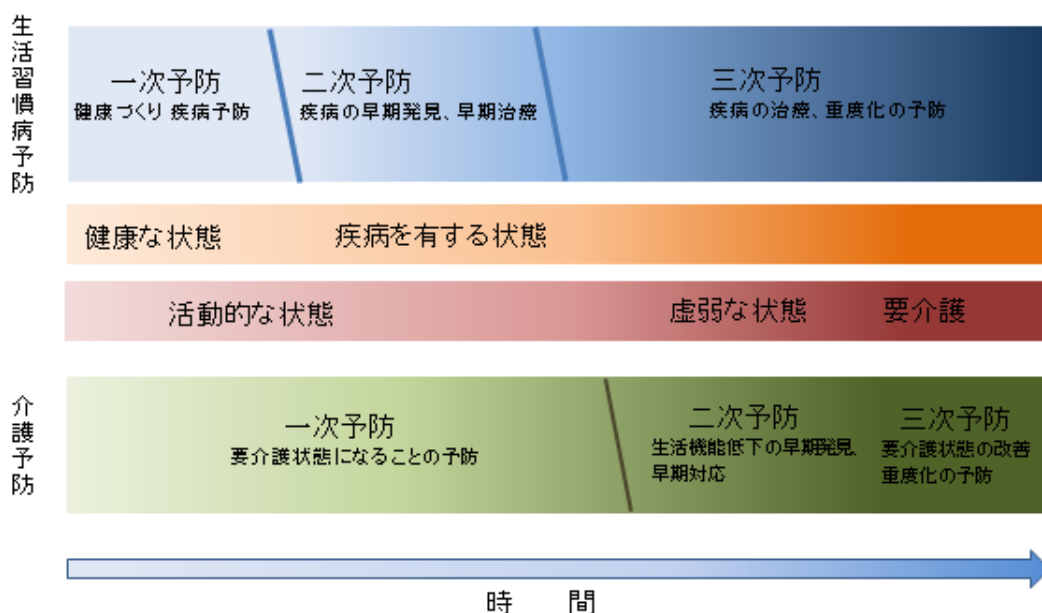
介護予防とは「要介護状態になることをできる限り防ぐ（発生を予防する）こと、そして要介護状態となってもそれ以上悪化しないようにする（維持・改善）」ことであり、単に運動機能など、個々の機能の改善だけを目指すのではなく、高齢者一人ひとりが生きがいや自己の実現のための取り組みを支援して、生活の質の向上をめざすものです。

そのためには生活習慣病予防と介護予防とを総合的に展開していく必要があります。

具体的に介護予防は、活動的な状態にある高齢者を対象に、生活機能の維持、向上に向けた取り組みを行う「一次予防事業」、虚弱な状態にある高齢者を対象に生活機能低下の早期発見・早期対応を行う「二次予防事業」、要支援・要介護状態にある高齢者を対象に、要介護状態の改善や重度化予防を行う「三次予防事業」があります。

これらの取り組みを切れ目なく連続的に展開し、高齢者が身近な地域で、主体的に継続して介護予防に取り組む体制づくりを目指します

図表 生活習慣病予防及び介護予防の「予防」の階段



注) 一般的なイメージであって、疾病の特性等に応じて上記に該当しない場合がある。

1 健康的な生活習慣づくりの促進

(1) 栄養・食生活の改善・運動など健康増進対策の推進

食生活は、生活習慣病と密接な関係があり、一次予防を重視した栄養改善指導を推進します。

(2) 身体活動・運動の日常化の支援

適度な身体活動や運動は、ストレス発散や生活習慣病の原因となる肥満予防の効果について正しく理解し、日常生活の中で身体活動能力を高める運動習慣を促進します。

2 生活習慣病の予防・早期発見・早期治療

(1) 受診しやすい健診体制の整備

健康診査や各種がん検診など、健診を受けやすい体制を整備し、受診率の向上に努めます。

(2) 生活習慣病予防対策の推進

脳血管疾患、糖尿病及びメタボリック症候群などの生活習慣病を予防するために、若年期から健康診査、健康教育、健康相談等の維持・予防を強化していきます。

(3) 健康管理の意識啓発と支援

一人ひとりが自らの健康を守ることを基本として、壮年期からの健康管理を促し、健康教育や健康相談、健診の事後指導などにより健康管理を支援します。

3 寝たきりや認知症の予防と要介護・要支援状態の発生予防

(1) 介護予防の普及・啓発

介護予防意識の普及・啓発に努め、介護予防に取り組む意欲の醸成と地域における介護予防に資する資源の活用・育成の取り組みを強化し、高齢者が身近な地域で自主的に取り組める環境づくりに努めます。

(2) 介護予防事業（地域支援事業）の実施

高齢者個々の状態に応じて、介護予防事業を提供することにより、「活動的な高齢者」になることを目指します。

また、生活機能低下の早期発見・対応、状態の維持改善に、地域包括支援センターと連携して取り組みます。

(3) 介護予防教室の開催

寝たきりの原因となる転倒骨折の予防や生活機能の維持・向上、認知症の発症要因となる閉じこもりを予防するため、介護予防教室を開催します。

実施にあたっては、行政区と連携し、地区集会所などで開催するほか、市内の温泉施設や介護予防拠点施設を活用して開催します。

4 歯科保健サービスの実施

歯周疾患予防を目的とした成人歯科健康診査の実施や歯科治療を受けることが困難な方を対象とした訪問歯科診療の実施など、生涯を通じて自分の歯で食生活を営み、豊かな人生が送ることができるよう支援します。

5 認知症高齢者支援対策の推進

(1) 認知症予防と知識の普及

認知症高齢者が尊厳を保ちながら穏やかな生活を送ることができ、家族も安心して生活を営むことができるようにするため、認知症に関する理解と知識の普及を図り、認知症の予防に積極的に取り組みます。

(2) 早期発見体制の推進

認知症は、早期の段階で対応すれば進行を抑えることができ、家族の対応に適切な方向付けが可能になることから、高齢者の状態変化を速やかに把握できるよう普段から接している家族やかかりつけ医、看護師、介護支援専門員、保健師等相互の連携を図っていきます。

(3) 関係機関とのネットワーク

認知症の早期対応に向けて、地域包括支援センターを中心とした相談・対応窓口を充実するとともに、関係機関によるネットワークづくりと役割を明確にして、認知症高齢者と家族を効果的に支援していく体制づくりを行っていきます。

また、地域住民の認知症への関心や理解を高め、かかりつけ医と専門医療機関、並びに医療と保健・福祉・介護の連携による「一関地区もの忘れ医療ネット」の拡充を図ります。

(4) 認知症高齢者支援体制の確立

認知症高齢者ができる限り、自宅で生活できる環境を整えることが大切であることから、地域の特性を生かした見守り体制や関係機関相互の連携など、地域で認知症高齢者と介護者を支える体制づくりを推進します。

- 認知症の正しい理解や地域の見守り等を促進するため、住民、職域、学校などで認知症サポーター養成講座の開催を支援し、認知症サポーターの養成に努めます。

【表55】認知症サポーターの養成

(単位：人)

区 分	現状(22年度)	計画(27年度)
認知症サポーター養成数	3,518	7,000

平成22年1月に結成された「認知症の人と家族の会」に対して、育成と支援に努めます。

6 権利擁護等への対応

(1) 日常生活自立支援事業

認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者など判断能力が不十分な方の権利を擁護することを目的として、地域において自立した生活が送れるよう福祉サービスの利用援助や日常的金銭管理等を行っています。

社会福祉協議会が実施主体になります。

(2) 成年後見制度

認知症高齢者、知的障がい者、及び精神障がい者等判断能力が不十分となった人の財産管理あるいは介護、施設への入退所などの生活に配慮する身上監護を、本人に代わって法的に代理や同意、取消しをする権限を与えられた成年後見人等が行うことによって、本人を保護し、権利が守られるよう支援する制度です。

制度の周知を推進するとともに、各相談窓口で本人や家族等に対して制度の説明を行い、支援体制を強化していきます。

7 医療と介護の連携の推進

地域の医療資源を有効活用した医療連携体制の構築を推進するため、地域における医療機関相互の機能分担と連携、医療と介護の連携体制づくり等を促進します。

医療依存度の高い要介護高齢者等の増加に対応した介護関係職員の医療的ケアに関する研修などの実施により、地域における医療と介護の連携を推進します。

生きがいづくりに向けて

学習機会や文化活動、健康づくりなどの場の拡大、地域ボランティア、老人クラブなど自主的なグループ活動の取り組みを支援します。

高齢者が積極的に社会参加、貢献できる環境づくりを進め、これまで培った豊かな経験や知識・技能を発揮することにより、生涯を健康で生きがいをもって地域で暮らせるよう支援します。

高齢者が生きがいを持って生活を送るためには、創作活動やスポーツ、レクリエーションなど、長年培ってきた知識、技能や経験を生かし、地域社会の活動に参加し、貢献できる場が大切であり、これらの機会の拡充に努め、その活動を支援します。

1 学習機会の充実・生涯スポーツの促進

生涯学習の場としての高齢者教養講座等、学習機会の充実に努めるとともに、それぞれの体力やニーズに応じ、いつでも、どこでも、だれでも、気軽に身近な場所でスポーツに参加できるよう生涯スポーツの普及促進に努めます。

2 雇用・就業機会の確保

ハローワークやシルバー人材センターなどとの連携を図り、高齢者の年齢や健康、体力面に見合った多様な形態による雇用、就業機会の確保及び支援に努めます。

3 老人クラブ

老人クラブは、高齢者が自らの生活を健全で豊かなものにするため、教養の向上や健康の増進に主体的に取り組むとともに、地域においては要援護高齢者への支援など、福祉活動や環境づくりなどの多様な分野のボランティア活動の担い手として、期待されていることから、その育成と支援に努めます。

4 地域・世代間交流の促進

若年者から高齢者にいたるまで、市民がお互いに思いやり、支え合う地域社会の形成が必要です。このため、スポーツ、レクリエーションなど、地域における交流の活発化を図るとともに、高齢者が培ってきた生活文化の伝承活動を通じて、世代間の交流を促進します。

5 老人福祉センター等の施設整備

高齢者の諸活動の場である「老人福祉センター」については、老朽化が進んでおり、高齢者の多様なニーズを踏まえ、今後の施設のあり方の検討を図っていきます。

6 高齢者活動拠点施設の整備

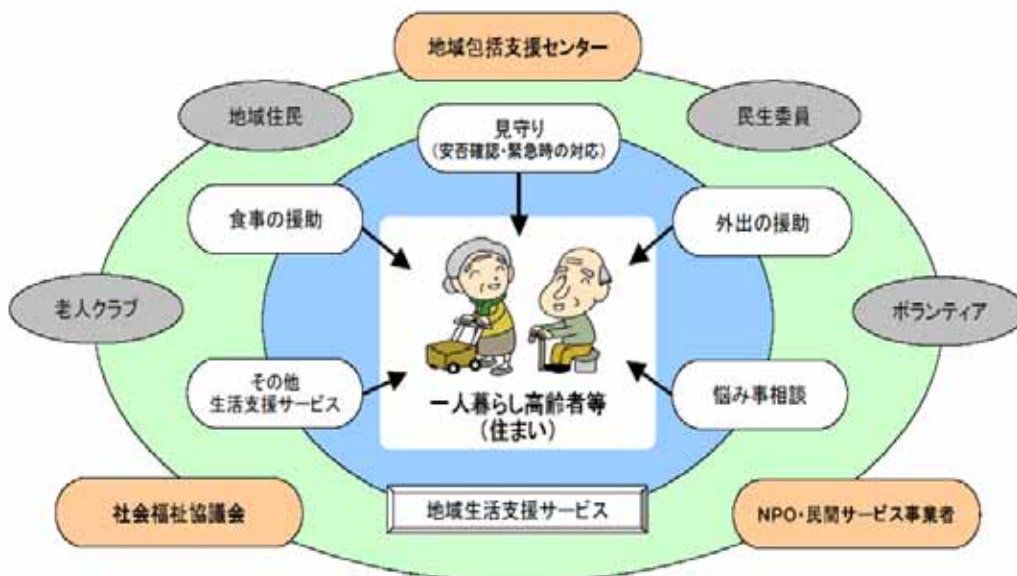
旧ダイエー一関店を市民活動の拠点として整備することに併せて、高齢者の社会参加活動を促進するため、多様で自主的な趣味活動や社会貢献活動などに活用できる「高齢者活動拠点施設」を整備します。

ともに支え合い安心して暮らせる地域づくりに向けて

ひとり暮らしや要介護・要支援状態になっても、高齢者が自宅で自立した生活を送ることができるよう、生活支援サービス、介護（予防）サービスなどの充実に努めます。

今後ますます増加すると予想されるひとり暮らし高齢者、高齢者のみ世帯、認知症高齢者等が、孤立することなく、いざというときにも地域で安心して生活できるように、地域包括支援センターが中心となって地域の様々な社会資源の掘り起こし・ネットワークづくりを積極的に行い、高齢者及び家族を支援する関係者のみまもり体制を推進します。

【図 19】 住民参加型生活支援サービスネットワーク（イメージ）



1 在宅生活環境の整備

(1) 身近な地域の福祉づくりの促進

地域住民や町内会、自治会、地区福祉推進協議会との連携により、身近な地域の公民館や集会所など、福祉コミュニティーの場として活用して福祉のまちづくりを促進します。

市民の福祉に対する理解と関心を高めるため、福祉教育の推進と講演会などを開催し、福祉意識の啓発に努めるとともに、市民が気軽にボランティア活動に参加できるよう、組織の育成と連携を促進します。

ひとり暮らし高齢者などの閉じこもり防止や孤独感解消のための交流機会（地域サロンなどの開催）の拡充を支援します。

住み慣れた地域でその人らしく日常生活を営み続けることができるよう、隣近所一人ひとりができることで、お互いを支えあう福祉づくりを促進します。

少子高齢化社会の進行により、高齢者の増加が見込まれる中で、健康づくりや介護予防の取り組み、高齢者やその家族への支援については、地域の主体的な取り組みが一層重要となることから、民生委員・保健推進委員をはじめ、ボランティア団体などとの連携を進め、「地域や市民がともに支え合う」活動を支援・促進します。

(2) 生活支援ネットワークの整備

要援護高齢者など、地域において日常的な見守りを通じて、支援が必要またはそのおそれのある高齢者を早期に発見し、適切なサービス提供につなげられるよう、地域や関係機関・各種団体などと、連携を図るネットワークづくりを進めます。

市民や老人クラブなどによる見守り活動、地域包括支援センターを中心とした在宅介護支援センターや保健師等の訪問により、要援護高齢者の早期発見に努め、適切な生活支援サービスや介護予防サービスの利用を促進します。

要援護高齢者や家族の抱える悩みは、健康や介護の領域だけでなく、契約のトラブルや家庭内での虐待など、より多様化していることから、地域や医療・保健・福祉のサービス機関、行政が必要に応じ情報を共有し、連携して対応するネットワークの充実に努めます。

(3) 生活支援サービスの充実

ひとり暮らし高齢者などが住みなれた地域で自立して生活が出来るよう、支援が必要な高齢者に対して介護保険外の福祉サービスとして、以下の生活支援サービスを実施します。

NO	事業名等	現状(23年度)	計画(27年度)
1	生活管理指導員派遣事業 利用対象者：介護認定で自立(非該当)の方、又はそれに相当する方	在宅での日常生活維持のため、何らかの援助が必要な高齢者などに生活管理指導員を派遣し、必要な支援を行います。 <div style="text-align: right;">現状：32人</div>	介護保険サービスに移行することなどにより、利用者は減少傾向にありますが、対象者の早期発見に努め、必要な支援を行います。 <div style="text-align: right;">計画：35人</div>
2	生活管理指導短期宿泊事業 利用対象者：上記に同じ。	一時的に日常生活が困難となった場合に、特別養護老人ホームのショートステイ施設などに短期間宿泊し、生活習慣の指導などにより健康の保持を図り、要介護(要支援)状態への進行を予防しています。 <div style="text-align: right;">現状：2人</div>	上記同様、減少傾向にありますが、引き続き必要な支援を行います。 <div style="text-align: right;">計画：5人</div>

NO	事業名等	現状（23年度）	計画（27年度）
3	生きがいデイサービス事業 利用対象者： 上記に同じ。	閉じこもりがちな高齢者に対し、デイサービス施設などへの通所により、利用者のニーズや身体状況に応じ、創作活動や日常動作訓練、入浴等のサービスを提供し、社会的孤立感の解消、自立生活の継続を支援しています。 現状：64人	介護予防の観点からも引き続き事業を継続しますが、委託先事業所が介護保険サービス利用者で受け入れに制限が出てきている地域もあることから、介護保険サービスの整備計画と調整しながらサービスの確保に努めていきます。 計画：70人
4	高齢者及び障害者にやさしい住まいづくり推進事業	高齢者や身体に障害のある方の在宅生活に必要なトイレ、浴室などの住宅の改良をする場合に、その費用の一部を助成します。 現状：17件	居住住宅のバリアフリー化を促進し、在宅生活継続を支援します。 計画：35件
5	緊急通報体制等整備事業	家の中で急病や火災などが発生した場合、消防署に緊急通報ができる端末機、ペンダントを貸与します。 現状：990台	高齢化の進展により今後も対象者が増加するものと見込まれます。民生委員との連携により、対象者を適切に把握し利用の促進を図ります。 計画：1,020台
6	高齢者福祉乗車券交付事業	70歳以上のひとり暮らし及び高齢者のみ世帯等の社会参加促進を図ることを目的に、タクシー及びバスの利用料金の一部を助成します。 現状：2,800人	事業の継続により引き続き高齢者の社会参加を支援します。 計画：2,900人
7	食の自立支援事業（配食サービス）	ひとり暮らし高齢者などが健康で自立した生活を送ることができるよう、配食サービスと安否の確認などを行います。 現状：236人	ひとり暮らし高齢者及び高齢者のみ世帯は今後も増加が見込まれることから、引き続き、身近なサービスとしての拡充が必要です。 計画：250人

(4) 家族介護支援対策の推進

高齢者などを介護している家族などの多様なニーズに対応し、各種のサービスを提供することにより、身体的・精神的負担及び経済的負担の軽減を図るとともに、介護者の心身の元気回復を図り、在宅介護の継続を支援します。

NO	事業名等	現状(23年度)	計画(27年度)
1	家族介護用品支給事業	在宅で寝たきりなどの要介護4・5の状態にある高齢者などを介護している家族に対し、介護用品を支給し、経済的な負担の軽減を図ります。 現状：186人	慣れ親しんだ在宅での生活を支援するため、今後も継続します。 計画：195人
2	在宅寝たきり高齢者等介護手当支給事業	在宅で寝たきりなどの要介護4・5の状態にある高齢者などを介護している家族に対し、介護手当を支給し、介護者の経済的、精神的な負担の軽減を図ります。 現状：680人	在宅介護者の経済的、精神的な負担軽減のため、引き続き支援します。 計画：700人
3	寝具洗濯乾燥消毒サービス事業	在宅の寝たきり高齢者などが身体機能の低下や障害、傷病等の理由により、寝具類の衛生管理が困難な場合、寝具の洗濯・乾燥・消毒サービスを行います。 現状：55件	快適で衛生的な在宅生活を支援していくため、事業の普及啓発を図り、利用を促進します。 計画：60件
4	外出支援サービス事業	心身の障がいまたは傷病などの理由により、寝たきりの方または車いすを利用している方を、病院や診療所へ移送するサービスを行います。 現状：240人	民間事業者の参入を促し、移送体制の整備を図り、サービスの確保に努めます。 計画：250人

(5) 低所得者対策の推進

社会福祉法人などの提供する介護保険サービス利用料などの一部を軽減し、低所得者の介護保険サービスの利用を促進します。

(6) 居住関係施策の推進

高齢者の多様な住まいのニーズに対応するため、介護保険事業計画や住宅施策と連携しながら、安全、安心を高める良質な居住環境の形成を目指します。

「高齢者住まい法」が改正され、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯の居住の安定確保を図るため、医療・介護と連携した、高齢者を支援するサービス（安否確認や生活相談サービス）を提供する住宅として「サービス付き高齢者向け住宅」の登録制度が創設されたことから、今後これら住宅を整備する民間事業者の参入を促進します。

要介護度が低いものの、経済的な理由等により在宅での生活が困難な低所得高齢者の住まいの在り方について、検討を進めます。

福祉施設サービス、介護保険施設サービスの現状と計画

NO	施設名等	現状（23年度）	計画（26年度）
1	養護老人ホーム	市内には、大東地域に「こはぎ荘」（55名定員）と東山地域に「東山荘」（70名定員）の2施設があります。 定員数：125床	待機者の状況や入所需要の状況を勘案し、現状を維持することとします。 計画：125床
2	生活支援ハウス	一関地域「みどりの里（定員10名）」及び室根地域「むろね苑（定員8名）」があり、社会福祉法人に施設の運営を委託しています。 定員数：18床	待機者の状況や入所需要の状況を勘案し、現状を維持することとします。 計画：18床
3	軽費老人ホーム（ケアハウス）	一関ロイヤルハウス（定員30名）と、福光園ケアハウス老楽園（定員20名）が運営されています。 定員数：50床	待機者の状況や入所需要の状況を勘案し、現状を維持することとします。 計画：50床

NO	施設名等	現状(23年度)	計画(26年度)
4	特別養護老人ホーム (介護老人福祉施設)	施設サービス計画に基づいて、入浴、排せつ、食事などの介護その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行っています。 定員数：810床	平成26年度において、要介護2～5の認定者数に対する施設等のサービスの利用者の割合を50%以内としています。 現状を維持します。 計画：810床
5	老人保健施設 (介護老人保健施設)	施設サービス計画に基づいて、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話を行っています。 定員数：592床	現状を維持します。 計画：592床
6	療養型医療施設 (介護療養型医療施設)	施設サービス計画に基づいて、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護その他の世話及び機能訓練その他必要な医療を行っています。 定員数：19床	現状を維持します。 計画：19床
7	特別養護老人ホーム (地域密着型介護老人福祉施設)	施設サービス計画に基づいて、入浴、排せつ、食事などの介護その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行っています。 定員数：145床	入所需要の状況や上記の利用者割合を調整しながら整備を支援します。 2施設58床を整備 計画：203床
8	グループホーム(認知症対応型共同生活介護)	認知症の方が共同生活を営む住居において、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行っています。 定員数：279床	入所需要の状況や上記の利用者割合を調整しながら整備を支援します。 36床を整備 計画：315床

NO	施設名等	現状（23年度）	計画（26年度）
9	小規模多機能型居宅介護	<p>介護が必要となった高齢者が、今までの生活を維持できるように「通い」を中心に、「訪問」「短期宿泊」の3つのサービス形態が一体となり、24時間切れ間なくサービスが提供されます。</p> <p>5施設 定員数：125人</p>	<p>入所需要の状況や上記の利用者割合を調整しながら整備を支援します。</p> <p>2施設50定員を整備</p> <p>計画：175人</p>
10	特定施設入居者生活介護 地域密着型特定施設入居者生活介護	<p>入居する要介護者に対し、サービス計画に基づき、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練・療養上の世話を行っています。</p> <p>定員数:159床</p>	<p>現状を維持します。</p> <p>計画:159床</p>
11	サービス付き高齢者向け住宅	<p>介護サービス、生活相談などの福祉サービスを提供する事業者を登録する制度に改正となった。高齢者向けのバリアフリーの住宅が整備されてきています。</p> <p>現状:4カ所 48室</p>	<p>「サービス付き高齢者向け住宅」を整備する民間事業者の参入を促進します。</p>
12	有料老人ホーム	<p>民間事業者が設置・運営する高齢者のための居住施設</p> <p>現状：8施設 120床</p>	<p>民間事業者や関係機関との連携により、良質な有料老人ホームの整備を促進します。</p>
13	複合型サービスの創設 （小規模多機能型居宅介護＋訪問看護）		<p>在宅介護の多様化に伴い、小規模多機能型居宅介護（通い、訪問、短期宿泊）の在宅サービスに訪問看護を組み合わせた在宅サービスの整備を促進します。</p> <p>計画：2か所</p>
14	24時間対応の定期巡回・随時対応サービスの創設		<p>在宅生活を支えるため、訪問介護と訪問看護を日中・夜間を通じて密接に連携させた在宅サービス整備を促進します。</p> <p>計画2か所</p>

2 相談支援（特に虐待防止・権利擁護への相談）の充実

身近なところで在宅介護などの相談や各種サービスの利用手続きができるよう、地域包括支援センター（高齢者総合相談センター）の相談支援活動の充実に努めます。

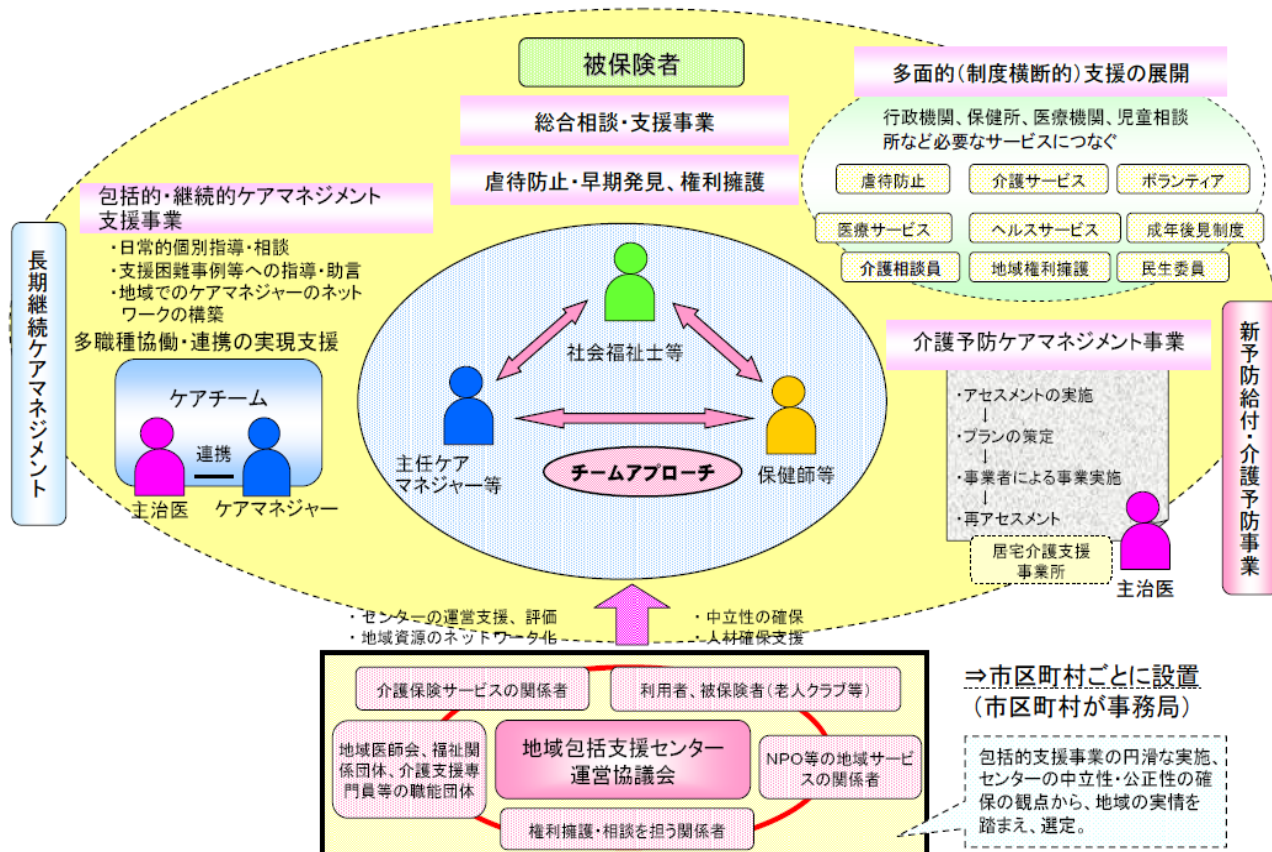
（1）地域包括支援センター（高齢者総合相談センター）

介護予防や生活支援の観点から、保健・医療・福祉・介護サービス関係者との連携を強化し、地域全体で高齢者を支える体制づくりを推進します。

地域包括支援センター（高齢者総合相談センター）は、介護保険第1号被保険者数3,000人～6,000人に1カ所の設置とされており、東部地区には広域行政組合が直営の「東部地域包括支援センター」と法人委託の高齢者総合相談センター1カ所、西部地区には、直営の「西部地域包括支援センター」と高齢者総合相談センターが2カ所の計5カ所設置されていますが、地域が広範囲なため、十分な対応ができていない状況にあります。

このため、第5期介護保険事業計画実施期間中に、新たに東部地区に2カ所の整備を行い、計7カ所として、きめ細やかな地域包括ケアの体制の実現を目指します。

地域包括支援センター（地域包括ケアシステム）のイメージ



高齢者が住みなれた地域で暮らし続けることが出来るよう、以下の4事業を必須として、地域における総合的なマネジメントを担う機関です。

介護予防ケアマネジメント

要支援・要介護になるおそれのある二次予防対象者と要支援1・2の高齢者への介護予防ケアマネジメント業務を行います。

総合相談・支援事業

地域の高齢者実態を把握し、保健・医療・福祉・介護などに関わる総合相談・支援事業を行います。

権利擁護事業

高齢者に対する虐待防止・早期発見、認知症などにより財産管理や契約などの法律行為を行うことが困難な方等に、「成年後見制度」の利用を勧奨し、支援します。

包括的・継続的マネジメント事業

ケアマネジャーに対する個別相談や指導、また、支援困難事例への指導助言などのほか、在宅介護支援センターなどの関係機関との連携による地域ケア体制を整備し、おおむね65歳以上の高齢者を対象に効果的な生活支援サービス・介護予防サービスを提供するなど地域ケアの総合調整を図ります。

(2) 在宅介護支援センター

今後拡充する高齢者総合相談センター(地域包括支援センター)のランチ機能(高齢者総合相談センターにつなぐ相談窓口)として在宅介護の総合的な相談に応じます。

また、民生児童委員や介護サービス事業所などと連携を図り、生活支援サービスが適切に活用できるよう情報提供などを行います。

高齢者総合相談センターの整備状況を踏まえつつ、設置場所、設置数、機能などについて内容を整理し、ランチ機能を整えます。

3 災害時支援体制の整備

平成23年3月11日に発生した東日本大震災のような大規模災害が発生した場合に備え、安全対策の体制づくりをさらに進めていきます。

特に、ひとり暮らしや要介護状態にあるなど、災害時に一人では避難できない高齢者の安全確保に向けた対策として、一関市社会福祉協議会が行っている「緊急連絡カード」の登録推進、安否確認や見守り、地域での連絡体制や誘導體制、避難ルートの確保などに取り組んでいきます。

(1) 災害時要援護者名簿登録の拡大と名簿の活用

災害時要援護者に該当しているにもかかわらず、未登録になっている方に対しての周知・登録勧奨を行い、緊急連カードの登録を推進します。

また、発災時における安否確認を確実に進めていくため、要援護者情報の共有や活用方法を検討します。

(2) 安否確認及び災害避難体制の充実・強化

災害時に備え、関係機関などと情報を共有し、連携することにより安否確認及び避難誘導體制の充実を図ります。

第5章 サービスの整備目標

主なサービスの整備目標

高齢者福祉計画の期間の終期にあたる平成27年度までの主な福祉サービスの整備目標を以下のとおりとします。

1 在宅福祉サービス

主な事業の名称	(単位)	20年度	23年度	27年度
生活管理指導員派遣事業	利用者数	45	32	35
生活管理指導短期宿泊事業	利用者数	4	2	5
生きがいデイサービス事業	利用者数	86	64	70
高齢者及び障害者にやさしい住まいづくり推進事業	利用件数	35	17	35
緊急通報体制等整備事業	設置件数	1,294	990	1,020
高齢者福祉乗車券交付事業	交付者数	712	2,800	2,900
食の自立支援事業 (配食サービス)	利用者数	352	236	250
家族介護用品支給事業	受給者数	150	186	195
在宅寝たきり高齢者等介護手当支給事業	受給者数	760	941	970
寝具洗濯乾燥消毒サービス事業	利用者数	34	55	60
外出支援サービス事業	利用者数	252	240	250
介護一次予防事業	延参加者数	36,150	38,653	40,000
介護二次予防事業	実参加者数	1,222	1,404	1,600

(注1) 介護二次予防事業は、運動器の機能向上事業、栄養改善事業、口腔機能の向上事業の延参加者数を合計した数です。

(注2) 平成27年度の目標数は高齢者の伸び率を勘案して決めました。

2 老人福祉施設サービス

施設の種類別		20年度	23年度	27年度
養護老人ホーム	施設数	8	7	3
	措置者数	127	135	135
生活支援ハウス (高齢者生活福祉センター)	施設数	2	2	2
	定員数	18	18	18
軽費老人ホーム (ケアハウス)介護保険対象外	施設数	2	2	2
	定員数	70	50	50
計	施設数	12	12	6
	定員数	215	203	203

(注) 養護老人ホーム施設数を減少とする計画は、現在市外の施設に措置している方々を一関市内の施設に移動しようとするものです。

3 介護保険施設サービス

施設の種類別		20年度	23年度	26年度
特別養護老人ホーム (介護老人福祉施設)	施設数	12	13	13
	定員数	759	810	810
老人保健施設 (介護老人保健施設)	施設数	7	7	7
	定員数	592	592	592
療養型医療施設 (介護療養型医療施設)	施設数	2	2	2
	定員数	19	19	19
地域密着型介護老人福祉施設	施設数	-	5	7
	定員数	-	145	203
グループホーム (認知症対応型共同生活介護)	施設数	14	22	26
	定員数	142	279	315
小規模多機能型居宅介護 (利用者定員1施設25名)	施設数	3	5	7
	定員数	75	125	175
特定施設入居者生活介護(混合型)	施設数	1	3	3
	定員数	63	103	103
地域密着型特定施設入所者生活介護 (専用型)	施設数	-	2	2
	定員数	-	56	56
計	施設数	39	59	67
	定員数	1,650	2,129	2,273

資料編

用語解説

あ行

アセスメント

所定の項目について利用者及び家族と面接のうえ、課題分析を行う。

アルツハイマー病

進行する型の老人性認知症の病気の一つ。
ドイツのアルツハイマー氏が発見したことからこの名前が付いている。脳の萎縮などが起こり、記憶・判断力の減退、意欲の低下が次々に起こり、徘徊や同じ動作の繰り返しが現れる。はっきりとした原因は未だに不明で、治療法も決定的なものはなく、未だ予防も困難。

インフォーマルサービス

家族、近隣、知人、ボランティアなどが行う非公式な援助。行政が直接・間接的に提供するサービスでは充足されないニーズに対応するサービス。

運動器

骨格・関節・筋肉・神経など、体を動かすなどの身体活動を担う身体器官の総称。

エイジズム[agism]

年齢を理由に個人や集団を不利に扱ったり差別すること。偏向した固定概念に基づき、その人に対し侮蔑な言行をなすなどが典型例。とくに高齢の人々、それも女性にたいして向けられる場合が多く、性差別と緊密に結びついている。

栄養改善事業

高齢者の低栄養状態を早期に発見すると共に「食べることを通じて低栄養状態を改善し、自分らしい生活の確立と自己実現を支援すること」を目的として、個別的な栄養相談、集団的な栄養教育を行うこと。

エヌピーオー（NPO）

Non Profit Organaizationの略。自主的な、自発的、福祉、人権、環境などの問題や開発途上国への支援などについて幅広い活動を展開する民間の非営利組織のこと。欧米諸国では、社会的に重要な役割を果たしている。わが国においても、平成10年3月に「特定非営利活動促進法（いわゆるNPO法）」が制定されるなど、その枠組みづくりがはじまっている。

か行

介護給付

介護給付は、次の14種類。居宅介護サービス、特例居宅介護サービス、地域密着型介護サービス、特例地域密着型介護サービス、居宅介護福祉用具購入、居宅介護住宅改修、居宅介護サービス計画、特例居宅介護サービス計画、施設介護サービス、特例施設介護サービス、高額介護サービス、特定入所者介護サービス、特例特定入所者介護サービス。高額医療合算介護サービス費。（法第40条）

介護支援専門員（ケアマネジャー）

要介護者・要支援者からの相談に応じて、要介護者等がその心身状態に応じて適切な居宅サービス、地域密着型サービス、施設サービス、介護予防サービス又は地域密着型介護予防サービスを利用できるよう、市町村、居宅サービス事業を行う者、地域密着型サービス事業を行う者、介護保険施設、介護予防サービス事業を行う者、地域密着型介護予防サービス事業を行う者等との連絡調整等を行う者であって、要介護者等が自立した日常生活を営むのに必要な援助に関する専門的知識及び技術を有するものとして、介護支援専門員証の交付を受けたものをいう。（法第7条第5項）

介護の社会化

これまで、日本に限らず、介護というものは家庭で行われるものだったが、長寿社会となるにつれ、介護の期間が長期化し、さらに、核家族化が進行したために、成人した子供は親と同居しなくなってきた。

このような状況が積み重なった現在、介護は家庭だけでは行えなくなりつつあり、介護を社会全体で支えていこうという考え方。

介護保険事業計画

厚生労働大臣が定める基本指針に沿って市町村が定める介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画。この計画は、三年を一期として定めることとされており、介護給付等対象サービス量の見込み並びにその見込量の確保のための方策、地域支援事業に要する費用の額並びに地域支援事業の量の見込み及びその見込量の確保のための方策等を定めることとされている。

介護老人福祉施設

特別養護老人ホームであって、入所する要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて、入浴・排泄、食事等その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うことを目的とする施設。(法第8条第24項)

介護予防システム

要支援者を対象とした介護予防サービスと、要支援・要介護状態になる恐れのある高齢者(二次予防対象者)を対象とした予防介護事業。

介護予防ケアマネジメント事業

介護予防ケアマネジメント事業は主に保健師などが行います。介護予防事業に関するケアマネジメント特定高齢者が対象となります。新予防給付に関する介護予防ケアマネジメント要介護認定で要支援と認定を受けた人に指定介護予防支援事業者として介護予防サービス計画を作成し、サービス提供事業者などとの連絡・調整を行います。

介護老人保健施設

要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて、看護、医学的管理の下における介護、機能訓練、その他必要な医療、日常生活上の世話を行うことを目的とする施設として、都道府県の許可を受けたもの。(法第8条第25項)

居宅介護支援

居宅要介護者について、居宅サービス等が適切に利用できるよう、当該居宅要介護者の依頼を受けて、その心身の状況や置かれている環境等を勘案し、居宅サービス計画を作成するとともに、当該居宅サービス計画に基づくサービスの提供が確保されるよう、居宅サービス事業者等との連絡調整等の便宜の提供を行うこと。(法第8条第21項)

居宅サービス

居宅サービスとは、訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、特定施設入居者生活介護、福祉用具貸与及び特定福祉用具販売をいう。(法第8条第1項)

居宅サービス計画(ケアプラン)

居宅要介護者が、居宅サービス及びその他の居宅において日常生活を営むために必要な保健医療サービス又は福祉サービスの適切な利用等を行うことができるよう、当該居宅要介護者の依頼を受けて、その心身の状況、その置かれている環境、当該居宅要介護者及びその家族の希望等を勘案し、ケアマネジャーが作成する計画。(法第8条第21項)

居宅療養管理指導

居宅要介護者について、病院、診療所、薬局の医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士等によって行われる療養上の管理及び指導。(法第8条第6項)

クオリティオブライフ[quality of life]

日本語では「生活の質」「生命の充実度」の様な意味になるが、専門用語としてそのまま使われる。ただ、英語のまま Quality of life と書くと長いので「QOL」と略されたりする。

軽費老人ホーム・ケアハウス

老人福祉法において規定されている軽費老人ホームの一形態で、身体機能の低下があり、独立して生活するには不安があると認められる高齢者で家族の援助を受けることが困難な方の施設。

ケアマネジメント

複合的なニーズをもつ高齢者や障がい者のために、個々人のニーズを総合的に評価し、保健・医療・福祉など多様なサービスを組合せ、サービス提供後も継続的にフォローして必要な変更を行う一連の専門的援助方法。

権利擁護

その人がその人らしく生きていくために、権利を主張し獲得していくもの、あるいは認知症や知的障がいにより自分の権利を主張できない人の権利や利益を代弁し、守っていくこと。

高額介護サービス費

要介護者が支払った居宅サービス、地域密着型サービスまたは施設サービスの自己負担額(日常生活費等を除く。)が、一定の限度額を超えたときに、超えた分が介護保険から払い戻される。(法第51条)

口腔機能

食べ物をかみ砕いたり、飲み込んだりする機能や、発音などの機能。
脳血管疾患等の病気や加齢により機能低下

となる。

高齢者住まい法

高齢者の入居を拒まない賃貸住宅の登録制度・高齢者向け優良賃貸住宅の供給の促進・終身建物賃貸借制度・高齢者自らによる持ち家のバリアフリー化の4つの柱による「サービス付き高齢者向け住宅」登録制度を盛り込んだ改正高齢者居住安定確保法（高齢者住まい法）が2011年10月20日施行された。

「サービス付き高齢者向け住宅」登録制度は、国土交通省と厚生労働省の共管制度、知事の登録を受けた事業者が、高齢者が日常生活を営むため必要な福祉サービスを提供する。

高齢者円滑入居賃貸住宅、高齢者専用賃貸住宅、高齢者向け優良賃貸住宅は廃止された。

個室ユニットケア

10人程度の少人数でユニットを形成し、個室とリビングという在宅に近い居住環境の中で、利用者一人ひとりの個性や生活のリズムに沿いつつ、ほかの利用者との人間関係を築きながら日常生活を過ごすことができるよう介護するもの。

混合型特定施設

介護保険法で定められた特定施設（有料老人ホーム・養護老人ホーム・軽費老人ホーム・適合高齢者専用賃貸住宅）のうち、要介護者に限らず要支援者や自立者も入居できる施設。

介護専用型特定施設

コーホートセンサス変化率法

コーホートとは、同じ年（又は同じ期間）に生まれた人々の集団のこと。

コーホートセンサス変化率法とは、各コーホートについて、センサスの人口を使用して例えば、5歳から9歳までの人口について、5年後には10歳から14歳に達する。この2時点のセンサス人口を比較して、その増減を変化率としてとらえ、将来人口を推計する方法。

さ行

在宅介護支援センター

支援を必要とする高齢者やその家族に対して、自立した生活がおくれるよう専門家による介護の相談、指導、情報を受けられ、必要なサービスを受けられるように調整することを目的とした相談施設です。

三次予防

重症化した疾患から社会復帰するための行為。

機能低下防止、治療、リハビリテーションがこれに含まれる。具体的には適切な治療、傷病進行阻止、理学療法、作業療法、機能回復訓練、言語聴覚療法、視能訓練、介護予防、職業訓練、適正配置などがあげられる。これは一般的な「予防」の認識とは一致しない概念である。

施設サービス

施設サービスとは、介護福祉施設サービス、介護保健施設サービス及び介護療養施設サービスをいう。（法第8条第23項）

社会福祉士

専門的な知識や技術を用いて、身体上若しくは精神的、環境上の理由による日常生活に支障があるものの相談に応じ、指導や助言を行う者。

住宅改修

居宅要介護者が、手すりの取付け、段差の解消など、厚生労働大臣が定める種類の住宅の改修（法第45条）

小規模多機能型居宅介護

居宅要介護者について、居宅において、またはサービスの拠点に通わせ、短期間宿泊させ、当該拠点において、入浴、排泄、食事等の介護その他日常生活上の世話及び機能訓練を行うこと。（法第8条第17項）

ショートステイ

一週間ぐらいの間、老人ホームなどでお年寄りを預かってもらうサービス。「短期入所（事業）」とも言われる。介護している人が、用事のある場合や介護疲れなどで休みたい場合にも利用できる。

シルバー110番

高齢者や家族が抱える健康、就労、年金、介護等に関する困り事、心配事を解決するため各種情報を収集、整理し、電話相談、面接相談、情報提供等を行う。各都道府県に1か所設置されており、プッシュホンで「#8080」を押せば日本全国どこからでも無料で地域のセンターにつながるようになっている。

スクリーニング

地域支援事業の介護予防特定高齢者施策において、介護事業に参加する高齢者を把握、選定すること。スクリーニングのルートとしては、基本健康診査の際に行われる生活機能チェックをはじめ、本人・家族の申し出、住民ルート、民間ルート、行政ルートなど多様なルートを経由して対象者を把握する。

生活管理指導員

身体や精神の障害により日常生活を営む上で支障がある居宅を訪問して、入浴・排泄・食事などの介助、調理・洗濯・掃除などの家事、生活などに関する相談・助言、その他の必要な日常生活上の世話をを行う人。

生活機能

歩行、食事、排泄、入浴および着脱衣などの日常生活を独力で営む能力のこと。

生活支援ハウス（高齢者生活福祉センター）

高齢等のため、居宅において生活することに不安がある者に対し、必要に応じ住居を提供する施設。

生活習慣病

食習慣、運動習慣、休養、喫煙、飲酒等生活習慣が発症原因に深く関与していると考えられている疾患の総称で、がん、脳卒中、心臓病、型糖尿病、肥満症、高脂血症、大腸がん、慢性気管支炎、肺気腫、歯周病、アルコール性肝疾患、循環器病などがあげられる。

生活習慣病予防

生活習慣が要因となって発症したり、進行したりする病気で、加齢や遺伝的な体質も生活習慣病を引き起こす要因となる。生活習慣が病気の発症や進行を左右するということは、逆にいえば、生活習慣に気をつけたり、改善することで病気を予防したり、発症や進行を遅らせたりできる。

成年後見制度

認知症高齢者、知的障がい者及び精神障がい者等判断能力が不十分となった人の財産管理あるいは介護、施設への入退所などの生活に配慮する身上監護を、本人に代わって法的に代理や同意、取消しをする権限を与えられた成年後見人等が行うことによって、本人を保護し、権利が守られるよう支援する制度。

摂食・嚥下機能障害

脳血管疾患等の病気や加齢による機能の低下により、飲食物のそしゃく・飲み込みが困難になる障害をいう。そのため食事を十分に摂ることができず脱水・低栄養状態に陥る他、誤って飲食物が気道に入り発症する誤嚥性肺炎、窒息の原因となる。栄養改善・口腔機能向上のプログラムの実施により改善することが示されている。

措置制度

法の規定により、市町村等が職権により必要性を判断し、サービスの種類や提供機関を決定する仕組みのことで、社会福祉施設・サービスに利用者を入所させたり、その他の処置を行うこと。

た行

耐糖能異常

上昇した血糖値を正常に戻す能力に障害があり、インスリンが分泌されているにも関わらず食後の血糖値が一定以上に高く、将来、2型糖尿病に移行する可能性が高いとされる病態をいう。正常と糖尿病との間に位置するため、「境界型糖尿病」ともよばれる。

短期入所（特養）

正式には短期入所生活介護という。居宅要介護者について、介護老人福祉施設等に短期間入所させ、入浴、排泄、食事等の介護その他日常生活上の世話及び機能訓練を行うこと。（法第8条第9項）

短期入所（老健）

居宅要介護者について、介護老人保健施設に短期間入所させ、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うこと。短期入所（療養型）と併せて「短期入所療養介護」という。（法第8条第10項）

短期入所（療養型）

居宅要介護者について、介護療養型医療施設等に短期間入所させ、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うこと。短期入所（老健）と併せて「短期入所療養介護」という。（法第8条第10項）

地域ケア

高齢者が住み慣れた地域において、安心して、元気に、いきいきと暮らせるように、施設・居住系サービスや医療・介護サービスの提供を含め、今後とも地域での支え合いやNPO・ボランティア等との協働や医療と福祉（介護）の連携などにより高齢者を支援すること。

地域包括ケアシステム

地域住民に対し、保健サービス(健康づくり)、医療サービス及び在宅ケア、リハビリテーション等の介護を含む福祉サービスを、関係者が連携、協力して、地域住民のニーズに応じて一体的、体系的に提供する仕組み。すなわち、ソフト(事業)面では、その地域にある保健・医療・介護・福祉の関係者が連携してサービスを提供するものであり、ハード面では、そのために必要な施設が整備され、地域の保健・医療・介護・福祉の資源が連携、統合されて運営されていること。

地域包括支援センター

介護保険法で定められた、地域住民の保健福祉・医療の向上、虐待防止、介護予防マネジメントなどを総合的に行う機関である。各区市町村に設置される。2005年の介護保険法改正で制定された。センターには、保健師、主任ケアマネジャー、社会福祉士が置かれ、専門性を生かして相互連携しながら業務にあたる。法律上は市町村事業である地域支援事業を行う機関であるが、外部への委託も可能である。要支援認定を受けた者の介護予防マネジメントを行う介護予防支援事業所としても機能する。

地域密着型サービス

市町村が事業者の指定や監督を行う。施設などの規模が小さいので、利用者のニーズにきめ細かく応えることができます。従って、事業者が所在する市町村に居住する者が利用対象者となっています。夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護及び地域密着型介護老人福祉施設

入所者生活介護をいう。(法第8条第14項)

地域支援事業(介護予防事業)

要支援状態になる前からの介護予防を推進するとともに、地域における包括的・継続的なマネジメント機能を強化する観点から、平成18年4月の介護保険制度改正で新たに導入されたもの。運動機能向上、口腔機能向上、栄養指導改善、うつ予防支援、認知症予防支援、閉じこもり予防支援などの事業がある。

通所介護(デイサービス)

居宅要介護者について、老人デイサービスセンターに通わせ、日常生活上の世話を行うこと。食事、入浴、レクリエーション、排泄、機能訓練を行う介護施設サービスのことを言います。自宅に閉じこもりがちな要介護者がデイサービスを利用することで、心身状態の維持や向上が図れる他、要介護者の家族の介護による心身の負担を軽減させることを目標としている。

(法第8条第7項)

通所リハビリ(通所リハビリテーション)

居宅要介護者について、介護老人保健施設、病院、診療所等に通わせ、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを行うこと。

(法第8条第8項)

特定健康診査(特定健診)

厚生労働省により、平成20年4月に実施が義務づけされた、メタボリック症候群に着目した生活習慣病予防のための健診。

特定施設入居者生活介護

地域密着型特定施設でない有料老人ホーム等の施設に入居している要介護者について、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話を行うこと。「要介護者のみを対象とする介護専用型」と「要介護者に加えて要支援者や自立も対象とする混合型」の2類型ある。

特定福祉用具

要介護者等の日常生活の便宜を図るための用具及び要介護者等の機能訓練のための用具であって日常生活の自立を助けるためのもののうち入浴又は排せつの用に供するもの。(法第8条第13項)

特別養護老人ホーム

身体上、または精神上、著しい障害があり、介護保険制度で介護の必要がある「要介護」と認定された人が利用可能な、老人福祉法上の福祉施設の中の一つ（社会福祉施設）。略して「特養」と呼ぶ。2000年代時点では常時の介護が必要な寝たきり老人、認知症の高齢者の入所が多い。

な行

24時間巡回型ホームヘルプ

毎日4～5回短時間、早朝・深夜も対応できる意味で、24時間派遣が可能なホームヘルプサービス。

二次予防対象者（特定高齢者）

地域支援事業の介護予防事業における特定高齢者施策の対象者で、虚弱高齢者（要介護認定非該当者）を市町村が健診や訪問活動等で実態把握をして選定する。

基本健康診査や訪問活動などにより、「介護を必要とする状態に陥る可能性が高い」と判断された高齢者のこと。高齢者人口のおおむね5%程度とされており、地域支援事業（介護予防事業）中、特定高齢者施策の対象者として、「運動機能の向上」「栄養改善」などのサービスを受ける。

日常生活自立支援事業

認知症や知的障がい、精神障がいのために判断能力が十分でない方々が、自立して地域生活を営めるように、福祉サービスの手続きの援助や日常の金銭管理を行うことによって、在宅生活を支援する制度。（旧名称：地域福祉権利擁護事業）

認知症

いろいろな原因で脳の細胞が死んでしまったり、働きが悪くなったために様々な障害が起こっている状態。記憶障害や見当識障害、判断力、実行機能の低下などの中核症状とうつ状態や妄想など日常生活への適応を困難にする周辺症状がある。

認知症サポーター

認知症を正しく理解し、認知症の人や家族を温かく見守る応援者として日常生活の中での支

援をする方です。友人や家族にその知識を伝えたり、隣人として、あるいは商店街、交通機関等、まちで働く人として活動する。

認知症対応型共同生活介護（グループホーム）

認知症の要介護者について、共同生活を営む居住において、所定の計画に基づき、入浴、排泄、食事等の介護その他日常生活上の世話及び機能訓練を行うこと。（法第8条第18項）

脳血管性認知症

脳の血流障害や動脈硬化などのために、脳へ栄養や酸素が行き渡らないために起こる認知症。リハビリテーションや薬の投与などの治療で障害の進行が止まったり、障害が回復する場合もある。脳卒中の後遺症として出ることが多いと言われる。

日本の認知症老人の約半数以上が「脳血管性認知症」と言われる。

ノーマライゼーション[normalization]

発音上「ノーマリーゼーション」ともいわれるが、英語での意味は「普通にする」ということ。高齢者・障がい者が「普通に」生活する、ということの意味している。

は行

複合型サービス

小規模多機能型居宅介護と訪問看護など、複数の居宅サービスや地域密着型サービスを組み合わせ提供する複合型事業所を創設する。これらより、利用者は、ニーズに応じて柔軟に、医療ニーズに対応した小規模多機能型サービスなどの提供を受けられやすくなる。また、事業者にとっても、柔軟な職員配置が可能になる、ケアの体制が構築しやすくなる、という利点がある。

福祉用具貸与

居宅要介護者について、厚生労働大臣が定める福祉用具の貸与を行うこと。（法第8条第12項）

包括的・継続的マネジメント

地域に応じた社会資源を活用しながら、保健、医療、福祉（介護）の様々なサービスを把握しながら、途切れのないサービスを提供していくこと。

訪問介護

居宅要介護者について、居宅において、介護福祉士等により、入浴、排泄、食事等の介護その他日常生活上の世話をを行うこと。(法第8条第2項)

訪問看護

居宅要介護者について、居宅において、看護師等により、療養上の世話又は必要な診療の補助を行うこと。(法第8条第4項)

訪問入浴介護

居宅要介護者について、居宅において、浴槽を提供して入浴の介護を行うこと。(法第8条第3項)

訪問リハビリ(訪問リハビリテーション)

居宅要介護者について、居宅において、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを行うこと。(法第8条第5項)

ま行

メタボリック症候群

内臓脂肪型肥満で、耐糖能異常(高血糖)、高中性脂肪血症又は低HDLコレステロール血症、高血圧のうち、2つ以上有すれば同症候群と診断され、心臓病、脳卒中などの「動脈硬化性疾患」の発生頻度が高まるとされている。

や行

ユニバーサルデザイン

文化・言語・国籍の違い、老若男女といった差異、障害、能力の如何を問わずに利用することができる施設・製品・情報の設計(デザイン)や考え。

有料老人ホーム

養護老人ホーム・特別養護老人ホーム・軽費老人ホームとは違って、公的補助の無い、完全に民間経営の老人ホーム。費用は入所する時に一定額を払い込み、あとは月々払い。全国で約25000人以上が入所している。

元々は日常生活のサービスのみを主眼にしていたが、最近は終身介護を目指している施設も増えている。

養護老人ホーム

65歳以上の者であって、身体上、精神上又は環境上の理由及び経済的理由により、家庭での生活が困難な高齢者を入所させて、養護することを目的とする入所施設。

予防給付

要支援を対象とした介護保険の給付のこと。

予防重視型システム

要支援状態になる前の高齢者を対象にした介護予防の取組みである地域支援事業と要支援者を対象にした新予防給付の介護予防サービスを地域包括支援センターで一体的にケアマネジメントをしながら、軽度者の身体状態の維持・改善を図る。

要支援高齢者

身体的または精神的、経済的な困難があり、他者の援助がなければ日常生活を営むのに支障がある高齢者。

ら行

ライフステージ

人間の一生における乳幼児期、児童期、思春期、青年期、成人期、壮年期、老年期などの人生の各段階の「年代」のことをいう。

レジデンシャル・ワーク

社会福祉施設での入所者への援助において、施設の生活を通常の在宅での生活に近いものにするを目的とした援助活動をいう。入所者の自立支援を目指し、日常生活の援助、人間関係の調整、社会参加の促進など幅広い援助が含まれる。

老老介護

高齢者が高齢者の介護をすること。一般的には、夫婦の片方が寝たきりなどで介護が必要になったために、もう片方が介護をするという図式となっている。

一関市高齢者福祉計画策定委員名簿

（敬称略、50音順）

番号	所 属	役 職	氏 名	選 出 規 定
1	一関市医師会	理事	秋保 茂樹	(1)医療保健機関、医療保健団体等の関係者
2	一関市保健推進委員連絡協議会	会長	阿部 弘子	(1)医療保健機関、医療保健団体等の関係者
3	一関市社会福祉協議会	一関支部長兼地域福祉課長	岩井 憲一	(2)福祉施設、福祉団体等の関係者
4	一関地区認知症の人と家族の会	世話人	岩淵 松義	(2)福祉施設、福祉団体等の関係者
5	県南広域振興局保健福祉環境部	長寿社会課長	大芦 洋悦	(3)その他市長が必要と認めた者
6	特定非営利活動法人藤沢町ボランティアピアセンター	理事長	小野寺恒雄	(2)福祉施設、福祉団体等の関係者
7	岩手県建築士事務所協会	理事	小原 武男	(3)その他市長が必要と認めた者
8	藤沢町老人クラブ連合会	会長	菊地 隆	(2)福祉施設、福祉団体等の関係者
9	両磐ブロック高齢者福祉協議会	会長	熊谷 茂	(2)福祉施設、福祉団体等の関係者
10	藤沢町社会福祉協議会	会長	佐々木宏朋	(2)福祉施設、福祉団体等の関係者
11	公募		佐藤 芳郎	(4)一般公募による者
12	一関市シルバー人材センター	理事	鈴木 幸子	(3)その他市長が必要と認めた者
13	一関市行政区長会連絡協議会	副会長	鈴木 孝男	(2)福祉施設、福祉団体等の関係者
14	一関ボランティア団体連絡協議会	副会長	須藤 信子	(2)福祉施設、福祉団体等の関係者
15	両磐地区地域包括・在宅介護支援センター協議会	高齢者総合相談センターはないずみ所長	千葉 正道	(2)福祉施設、福祉団体等の関係者
16	一関市民生児童委員連絡協議会	事務局長	中村 匡三	(2)福祉施設、福祉団体等の関係者
17	一関地区広域行政組合	事務局次長兼介護保険課長	松岡 睦雄	(3)その他市長が必要と認めた者
18	一関歯科医師会	理事	村上 哲	(1)医療保健機関、医療保健団体等の関係者
19	一関市老人クラブ連合会	副会長	茂庭 フヨ	(2)福祉施設、福祉団体等の関係者
20	公募		吉田 千春	(4)一般公募による者

事務局

事務局長

保健福祉部次長兼社会福祉課長

小野寺 康 光

事務局員

社会福祉課

課長補佐兼高齢福祉係長

阿 部 恵 悦

社会福祉課

主任主事

太 田 政 己

社会福祉課

主任主事

吉 田 健

健康づくり課 課長補佐

佐 藤 たけ子

花泉支所保健福祉課

課長補佐兼高齢福祉係長

佐々木 範 子

大東支所保健福祉課

高齢福祉係長

橋 本 雅 郎

千厩支所保健福祉課

課長補佐兼高齢福祉係長

村 上 勝

東山支所保健福祉課

高齢福祉係長

熊 谷 賢 一

室根支所保健福祉課

課長補佐兼高齢福祉係長

及 川 博 正

川崎支所保健福祉課

課長補佐兼高齢福祉係長

小野寺 幸 浩

藤沢支所保健福祉課

課長補佐兼高齢福祉係長

小野寺 伸 公

一関市高齢者福祉計画策定委員会設置要綱

(平成23年8月23日制定)

(設置)

第1 高齢者福祉計画(以下「計画」という。)を策定するため、一関市高齢者福祉計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2 委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 計画の策定に関する基本的事項について検討すること。
- (2) その他計画の策定に必要な事項に関すること。

(組織)

第3 委員会は、委員20人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。

- (1) 医療保健機関、医療保健団体等の関係者
- (2) 福祉施設、福祉団体等の関係者
- (3) その他市長が必要と認めたる者
- (4) 一般公募による者

2 委員の任期は、委嘱の日から計画の策定の日までとする。

(委員長及び副委員長)

第4 委員会に、委員長及び副委員長1人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5 委員会は、必要に応じて市長が招集する。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

(庶務)

第6 委員会の庶務は、社会福祉課において処理する。

(補則)

第7 この要綱の定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。